

令和6年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月4日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
柿沼英己君	6
茂木琴絵君	14
畑中弘司君	22
橋本和之君	30
大澤成樹君	39
○次会日程の報告	47
○散会の宣告	47
散会(午後1時38分)	47
第2日 9月5日(木曜日)	
○議事日程	49
○出席議員	49
○欠席議員	50
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	50
○職務のため出席した者の職氏名	50

開 議 (午前 9時00分)	5 1
○開議の宣告	5 1
○諸般の報告	5 1
○報告第3号の上程、説明、報告	5 1
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託	7 2
○次会日程の報告	7 7
○散会の宣告	7 7
散 会 (午前10時39分)	7 7

第10日 9月13日(金曜日)

○議事日程	7 9
○出席議員	7 9
○欠席議員	7 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 9
○職務のため出席した者の職氏名	8 0
開 議 (午前 9時00分)	8 1
○開議の宣告	8 1
○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決	8 1
○議員派遣の件	8 3
○閉会中の継続調査の申し出	8 3
○日程の追加	8 4
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○町長挨拶	8 7

○閉会の宣告	89
閉 会 （午前 9時31分）	89

令和6年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月29日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和6年9月4日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	酒	卷	広	明	君	8 番	橋	本	和	之	君
9 番	大	谷	純	一	君	1 0 番	柿	沼	英	己	君
1 1 番	森		雅	哉	君						

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和6年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年9月4日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君				
副	町	長	宗	川	正	樹	君			
教	育	長	田	島	育	子	君			
総	務	課	長	荻	野	俊	行	君		
総	合	政	策	課	長	須	永	洋	子	君
会	計	管	理	者	兼					
税	務	会	計	課	長	茂	木	久	史	君
住	民	生	活	課	長	高	田	充	之	君
保	健	福	祉	課		佐	藤	陽	子	君
健	康	推	進	係	長					

産業振興課長兼 農業委員会長 事務局長	大 谷 英 希 君
建設下水道課長	坂 部 三 男 君
都市整備課長	大 川 智 之 君
教育委員会長 事務局長	森 田 晃 央 君
監 査 委 員	森 田 和 信 君
農業委員会会長	蛭 間 泰 四 郎 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	下 山 智 徳
書 記	池 上 大 貴
書 記	鈴 木 貴 士

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(森 雅哉君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、専決処分事項1件、条例改正3件、補正予算5件、人事案件1件、決算の認定5件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和5年度4月分、5月分、令和6年度4月分、5月分及び6月分までが監査委員よりなされております。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、4件の派遣を行いました。

また、去る9月2日に教育委員会から、千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、併せて報告をいたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

7番 酒 巻 議員

8番 橋 本 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(森 雅哉君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から13日までの10日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（森 雅哉君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、10番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 10番、柿沼英己です。議長の許可を得ましたので、一般質問いたしたいと思っております。

本日は、たくさんの方に傍聴に来ていただき、ありがとうございます。町の執行部におかれましても、小中一貫校の進め方について、町の住民が非常に関心を高くしていることを認識していただき、本日の質問に答えていただければと思います。

まず第1に、先日、保護者からのアンケート結果ということについて説明等がありました。一般住民からの意見集約の現状について、住民の意見を広く聞き取り、町の政策を進めることが重要であると考えます。現状どのような意見集約をしているか。先日ありました、保護者のみで終わりなのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

次に、保護者からの意見をどのように受け止めているか。小中一貫校の創設を前提とした、集約型の一貫校を前提としたアンケート結果では不十分ではないか。なぜ一貫校にするのか、説明や情報がなかったように思われます。いずれにしても、集約型の小中一貫校以外の選択肢がないように思われますが、その点も含めて回答いただければと思います。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、皆さんおはようございます。ご質問にお答えいたします。

現在の意見集約については、こども園、小中学校の保護者アンケートという形で意見の集約を図っております。また、教職員や町民の方からもアンケートへの回答をいただいております。これらのアンケート結果については、議員の皆様をはじめ、教育委員会の委員各位、千代田町学校の在り方検討委員会の方々などにお示しさせていただいております。今後は、この結果を広報やホームページなどで町民全体にお知らせしていくと同時に、保護者の方々から寄せられた様々なご意見に対しまして親切丁寧に回答していく予定であります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 次に、先ほど一般住民から回答があったということで、文書でかなり送られてきておりますけれども、そのほかにいろんな聴取の仕方があると思うのですけれども、一般住民からの意見を聞き取ることは考えているかどうかお伺いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 住民の方々には7月の広報と一緒に毎戸配布にて千代田町における学校教育施設の現状と課題をお知らせするとともに、アンケートへのご協力をお願いいたしました。そのため、今後改めて一般住民を対象にアンケートを依頼し、意見を集約する予定はございません。過日設置されました千代田町学校の在り方検討委員会ですが、その委員として、幅広い見地から方向性を見出すため、区長会長、議会正副議長、こども園保護者会会長、小中学校のPTA会長、社会教育関係者代表、学識経験者など、住民を代表される有識者に委嘱をさせていただきました。これまで2回の会議が開催されております。委員の皆様のお考えの下、町民の意見が反映されるものと考えております。また、住民をはじめとして、保護者の方々とも自分なりにいろいろな部分で接触いたしまして、数名の方と意見を交わさせていただきました。ここ2か月ぐらいの間ですけれども。その中で、多く分けると2つのことをいろいろお話しされました。1つは、通学路の関係。遠くにいる方は、どのように通学をするのかということが1つと。それに対しては、中学生は問題ないと思うのです。中学生に関しては、今でも千代田中学校に自転車です。小学生ですね、問題のほうは。場所はまだ決まっていないですけれども、それに関してはスクールバスを運用したいというお話もさせていただきました。それと同時に、勘違いをしている方もおまして、同じ敷地内に、同じ建物に小学校、中学校を入ると、このような質問を何名の方に受けました。そうではないですよ。同じ敷地ですけれども、小中一貫校というのは建物は別々に造りますよということもお話しさせていただきました。そのような中、皆さんはそれぞれ納得されておりました。それならばということで、そのようなお話しはいろいろな部分で私のほうからも説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 先日、議員と町執行部で茂木町に視察に行きまして、その中でいろんな話の中で出てきたことなのですけれども、茂木町は中学校の建て替えなので、説明会を一般住民、小学校の保護者、中学校の保護者を対象に3回実施しました。同様に千代田町の場合もやるのかどうかお伺いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先日私も同行いたしましたけれども、茂木町におかれましては茂木町の実情を踏まえた上で行ったと考えております。本町におきましては、特にこども園や小学校の保護者を対象とした説明会については欠かすことができませんが、千代田町にとってどのような形式がよいか、更にどのような方々を対象にすると共通理解が深まるのかと、この辺を検討いたしまして説明会を実施したいと考えております。更に、千代田町学校の在り方検討委員会の答申も近いうちに出てくると思いますので、その辺も含めた中で検討していければと、こう考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 次の質問に行きます。

小中一貫校ということで、議会も前議会の2年間ぐらいにわたって研修とかに行ってきました。そんな中で特に感じたのは、小中一貫教育の準備が大変かかる。時間もすり合わせもかかる。地域との関わり、また内部でもどのようなカリキュラムになり、シラバスをやっていくとか、いろいろ大変だなと思いました。また、時間の確保ですか、小学校同士の交流、あるいは小学校と中学校の部活動とか見学とか、そういった交流。あるいは、いろんな行事を合同でやっていこう。ソフト面の勉強とか、先進的なことですからそういったことも大変ですし、また教職員の合同研修というか、夏休みとかそういうのでやっていくのでしょうかけれども、そういった研修も大変です。また、教科担任制、あるいは乗り入れ授業とか、はっきり言ってマンパワーも大変なので、そういった人員増も必要になるのではないかと。また、地域との連携も必要ではないかと。例えば分離型でやれば遠隔会議システムとか、そういったことも導入しなくてはならないのではないかと。そういった研修もしてきました。勉強させてもらいました。そんな中で、先日全協の中で千代田町学校の在り方検討委員会ということが、先ほど町長からお話ありましたけれども、7月に立ち上げたということで、2回ばかり会議が持たれたということで、いいと思うのですけれども、まず教育委員会では小中一貫校の在り方について幅広く議論したのか、まずその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 改めまして、皆さんおはようございます。よろしく願いいたします。

では、ご質問にお答えいたします。教育委員会では、小中一貫校も含めた中学校校舎の建て替えについて何度も話合いの場を設けて議論しております。これまでに、内容を申しますと、現状の校舎等の課題、これからの子供の数の推移、義務教育学校と併設型小中一貫校のメリット、デメリット、小中学校を今の形で建て直すことのメリット、デメリット、効果の存在など、多角的に細かく議論してまいりました。最近では、先日実施しました保護者アンケートの結果を踏まえ、議員の皆様にお渡ししたものと同様の資料を提示し、話合いを行っております。委員の皆様には、保護者としての立場か

ら、そして元学校管理職としての立場から幅広い意見を頂戴している次第です。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） まだ2回ということでありますけれども、ここに埼玉県志木市の小中一貫教育推進計画、55ページにわたる資料を持っているのですけれども、これを策定するのに約2年かかりました。これを見ると、教育委員会の検討、あるいは基本方針、計画の策定、パブリックコメント、住民説明会等を約2年かけて、この推進計画というのが教育の内容も含めて相当研究されて始めるということなのです。建て方だけではなくて教育の在り方、小中一貫の教育の進め方、先進的なことですから、それを念入りにやっているということなのですよね。ですから、計画策定に当たっては十分な検討が必要だと思います。千代田町も同様に、丁寧に取り組む必要があると考えます。このような埼玉県志木市のような小中一貫教育推進計画、これをまだ策定していないと思いますが、策定する気があるのかどうかお伺いします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

現状、今後の方向性がまだ決定しておりませんので、推進計画は策定しておりません。しかし、先日設置されました千代田町学校の在り方検討委員会におきまして、今後の方向性が検討されております。同委員会により検討された結果が意見として集約され、町に対して答申、意見書という形で提出されましたら、その方針に基づいて大きなスタートが切れるものと思っています。楽しみにしております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 次に、小中一貫校の施設形態ということで、大きく2パターンがあると思うのです。小中学校を一つの場所に集めた集約型。また、既存の西小、東小の施設を残した分離型。それぞれ小中一貫校で取り組むことができます。それで、志木市の場合は分離型、これでやっているのです。離れていて大変だろうけれども、それを議論を重ねた中で克服しているということなのです。それぞれのメリット、デメリットがあると思うのですが、どのようなメリット、デメリットをそれぞれ認識しているのかお伺いします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

いろいろな形があるのですけれども、まず義務教育学校と小中一貫校の違いというか、メリット、デメリットからお話しできればなというふうに思っています。まず、義務教育学校という、聞いている人は聞いているのですけれども、ちょっと耳慣れない言葉があると思うのですけれども、この学校は学年の区切りを従来のように小学校6年間、それから中学校3年間として捉えるのではなく、義務教育9年間を一つのまとまりとして捉えます。例えば学年の区切りを1年生から4年生まで、5年生から中1の7年生まで、それから中2、中3の9年生までというような、そんなまとまりにすることにして、教育課程を柔軟に編成することができる、ここが大きなメリットかなというふうに思っています。教員の組織としては、校長1人、教頭1人、規模によっては副校長1人というように、学校そのものを一つの学校として捉えるというふうになっております。これに対して、同一の敷地内ではありますけれども、小学校の校舎と中学校の校舎が別になっている。廊下でつなぐとか、そういうことによって一体型とか併設型とかというふうになるのですけれども、小中一貫校では、従来小学校6年間、中学校3年間という区切りは変えずに教育課程9年間をつなげて編成していく方法でありまして、小中学校それぞれに校長1人、教頭1人という別々の教員組織になっております。

それから、分離型というのがあるのですけれども、これは小学校と中学校、教育課程はつなげるのですけれども、場所が全然別のところにあるというふうに考えていただければなというふうに思っています。メリットは、併設型とかと同じで教育課程9年間で編成できる点にあるのですけれども、デメリットとしては、今現在ある形と同じでして、離れていることによってかなりのいろんなロスが出てくるというのがデメリットかなというふうに思っています。

それから、まず、義務教育学校におけるメリットなのですけれども、自由に編成できるということから、中学校の学習を小学校で先取りしたりとか、また先生がいろいろぐちゃぐちゃ入って専門的に教えたりとか、教育課程そのものを、千代田町でやるとしたら千代田町独自の教育課程というのが柔軟に編成できるところにあります。そのために学校独自の学びが展開できる点では、今までの学校教育とは違った課程が可能になるというところが大きなメリットかなというふうに思っています。

デメリットとしては、9年間を一つと捉えることから、例えば小学校の卒業式、中学校の入学式というのがなくなります。それによって子供たちにとって大きな節目となる行事をどのように展開して考えるのかということと、それから今まで小学校だと5、6年生がすごく活躍しているとかというのがあったのですけれども、これが中学校と一緒にになると、もしかしたら活躍の場が狭められてしまうのではないかとこのところもあるのですけれども、それは内容を吟味しながら行事を計画していく必要があるかなというのを考えています。

次に、小中一貫校のメリットなのですけれども、今までの小学校教育、中学校教育のよさを残しつつ、義務教育学校のよさを生かした教育課程を編成することができます。大きな節目となる卒業式、入学式、それを残しながら、小中学校で共通理解の下、協力した学びが展開できることが、憧れの中学生を創造し、自己肯定感の高い子供を育成できるのではないかと期待しています。

デメリットとしましては、小中学校の組織や文化、習慣の違いなどが存在しておりますので、それをどこまで調整できるかというのが今後の課題になっていくかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、共通するメリットといたしましては、どちらも教員の専門性を生かした教育が幅広く展開できるところにあります。先ほど分離型というお話が出たのですけれども、既に本町では現在小学校の先生が中学校に、中学校の先生が小学校へという、一部の教科なのですけれども、双方へ出向いた連携授業を行っております。この対応は、先生方の専門性を生かして子供たちにより深い学びをさせるためのものなのですけれども、今現状の課題といたしましては、移動時間がすごくかかってしまうというのがあります。それが先生方の負担になったりとか、あとは先生が授業をするために前後の時間を使ってたくさん抜けるということから、子供たちに接する時間がちょっと減ったりとか、そういういろんな時間的なロスとか精神的なロスとかがありますので、分離型だと今の形と同じになってしまうかなというのがあります。いずれにしても、義務教育学校、小中一貫校、教育課程が自由に組めて、千代田町独自の教育が展開できるという点に大きなメリットがあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 先ほど教育長のほうから分離型には先生の負担がたかさんいってしまうというお話あったのですけれども、先進地を見ますと教員を増員して、小学校に指導しに行く人を余分に取って、それでやっているというようなお話も聞いていますので、やり方次第でやっていけるのかなというふうに思います。

次に行きたいと思います。先日全協のほうで工程表が示されました。その中で、8月の全協で工程表が示されて、千代田町学校の在り方検討委員会が7月に設置されたということですが、この基本構想を見ますと9月頃までということで、広聴期間が2か月あまりしかないのです。あまりにも急というか拙速ではないかなと。もっとじっくり検討しなくてはいけないのではないかな。志木市の場合は9回、スパンはあるのでしょうかけれども、2年近く教育の在り方も含めて、例えば先ほど言った分離型で大変なところは先生のマンパワーを補充する。そうやってそれを克服するというような検討がなされたのですが、そういった内容についてももっともっと議論しなくてはいけないのではないかなというふうに思います。

それから、一緒に聞いてしまうのですけれども、コストについてです。お幾らになるのかということ。今後検討を進める集約型、あるいは分離型それぞれの複数パターンのコスト比較が必要ではないかと考えます。なぜなら、貴重な税金であり、コスト意識のない計画というのは行政の考え方としてはあり得ないと思われるのですが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、質問にお答えいたしたいと思います。

教員の数につきましては、県の決まりにのっとって配置するわけなのですが、まず方向性が決まらなければこの検討は進んでいけないということが現状です。

それから、先ほどお答えした内容とちょっと重複するのですが、工程表なのですが、千代田町学校の在り方検討委員会におきまして、今後の方向性がまだ検討されているところというふうになっております。同委員会によって、町に対して答申意見書が提出されましたら、その方針に基づき、工程表につきましてもできるだけ早いうちにお示ししたいと考えております。ただ、中学校が老朽化しておりますので、そんなに時間の猶予はないかなというのも同時に思っております。

また、コストにつきましてはのご質問なのですが、具体的なコストにつきましては、今後本格的に試算していくことになります。しかし、現在の小中学校3校の規模を基準にして試算しました数値につきましては、6月に実施しました議員との意見交換会の際、概算の建築費等を資料として提出し、説明させていただいたとおりでございます。今のところは、現状はここまでです。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 特に実際の数字というのは積み上げないと分からないと思うのですが、例えば集約型の場合のスクールバスですか、これがどれぐらいになるのか、補助金も最初のほうしか出なくて、あとは本当に町が出費する形になると思うので、その辺のコストというか、その辺もはっきりとお示ししていただきたいなと思います。

最後に、町長にお伺いします。地域づくりの観点からどう考えるかという質問なのですが、先日の上毛新聞のところで群大の山崎教授が指摘しているのです。千代田町の総合計画では、人口を減らさないことが最大のテーマと認識しています。先ほど言いましたけれども、上毛新聞の記事で群馬大学の山崎教授が、学校が減ることが人口流出などの副作用が生じる懸念があるというふうに指摘しております。実際に板倉町では小学校を4校から2校にして、どういうわけか消滅可能性自治体になってしまいました。関連性は分からないのですが、現実を踏まえると人口減少の懸念というのは当たっているのではないかとこのように思います。

いずれにしても、町長はこのことについてどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、人口減少についてなのですが、我々の第六次総合計画でも人口を減らさないように、今まで我々も施策をいろいろ打ってきました。少子化対策ももちろんのことですけれども、そのような形で総合計画、今見直しも図っているところなのですが、そのような形で

今職員とともにいろいろ施策を展開しているところであります。

新聞記事によりますと、先ほど議員が述べたように、群馬大学大学院教育学研究科の山崎教授は、学校が減ることで人口流出などの副作用が生じる懸念があると述べておりますけれども、同時に多様な選択肢の中から総合的な地域づくりの観点に基づきながら、地域のニーズに合った、どれがベストかを選ぶ必要があるかなと述べております。このご意見は、様々な懸案事項も考えられますが、その地域に合った学校の在り方を考えていきながら、最適な選択肢を選ぶことの重要性を述べているのだと思っております。そのため、学校が減ることで地域の活力低下につながらないように千代田町としてどんな学校教育を展開することが最良かを検討することが重要であると考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 最後に質問は求めないのですが、人口を増やすにはどうしたらいいかということで、近所の社長さんとかいろいろお話しした中では、茨城県境町、これが子育て世帯、新婚世帯を中心に、移住者限定で25年住み続けたら無償譲渡するというので、めちゃくちゃ売れているらしいのです。ですから、人口を減らさない、そういった努力というのは、ふるさと納税もありますし、そういったことで起爆剤でできると思うのです。

いずれにしても、やっぱり地域のことを考えると、150年の伝統のある西小、東小、これを核としたまちづくり、これをぜひ考えていただければと思います。

また、これ選挙公報なので、町長の公約の中で中学校の建て替え、小中一貫校の検討とあります。ですから、検討をしっかりと進めていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 意見は求めないと先ほど議員が述べたのですが、時間もありますから最後に私のほうから、小中一貫校を含めた中学校校舎の建て替え、私の公約で検討という言葉を使わせていただきました。これは、先般行われた選挙前の公約以前から皆さんにお示しして、たしか二、三年前だったと思うのですが、そのようなことで皆さんにお示しさせていただいたと思います。町全体の在り方を考える大きな事業として、私もこの中学校建て替えは捉えております。基本的には、千代田町に住んでよかったと思えるまちづくり、住んでみたいと思えるまちづくり、多くの人が幸せだと感じるまちづくり、笑顔があふれるまちづくり、考え方は様々あります。そのためには何が必要かを考えていかなければなりません。現時点では具体的なことは差し控えますが、学校を中心としたまちづくりのほか、防災拠点、福祉事業、子育て事業、公共事業、町営住宅、公園整備、道路整備、産業振興など、様々な角度から町を考えていきたいと考えております。

先ほど議員が述べたようにコストのお話も出たと思うのですが、コストに関しては、単体で3つの学校を造っていくか、小中一貫校にして、同じ敷地内に2つの学校を造っていくか、この辺考えていきますと、学校教育にあまりお金の話はしたくありませんけれども、それらのことをいろいろ我々とすれば検討しているわけでありまして。そのような観点から見ましても、これからどれがベストかということを含めて考えていく必要があるかなというふうに考えております。

6月定例会で私のほうから最後の挨拶で述べさせていただいたことがあると思います。政治とは個人の意見でなく統治と私は考えております。将来を見据えた中で、グランドデザインを描きながら総合的に判断をしていきたいと。これは学校建て替え事業だけでなくほかの事業に関してもそのように私は考えていますので、ご理解していただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 質問答えていただきました。

以上で終わります。

○議長（森 雅哉君） 以上で10番、柿沼議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、茂木議員の登壇を許可いたします。

2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 議員番号2番、茂木琴絵です。議長に登壇の許可をいただいたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

まず、投票率向上についての質問になります。投票率向上について、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（森 雅哉君） 萩野総務課長。

○総務課長（萩野俊行君） ご質問にお答えします。

まず、昨年度に執行された選挙における投票率の状況について申し上げます。令和5年4月9日執行の群馬県議会議員選挙では、42.3%となり、前回選挙より6.14ポイントの減少。令和5年7月23日執行の群馬県知事選挙では、35.26%となり、前回選挙より16.94ポイントの減少。令和6年3月10日執行の千代田町長選挙、千代田町議会議員選挙では、61.43%となり、前回選挙は無投票であったため、前々回選挙より11.06ポイントの減少となっております。軒並み投票率は減少した結果となっております。本町における投票率については、群馬県及び国の投票率は上がっているものの、投票率は減少傾向にございます。投票率の減少傾向については、本町だけに限らず、邑楽郡内、群馬県内、全国的にも同様の状況であり、また年代別の投票率について見ますと、いずれの選挙でもほかの年代と比べて若年層の投票率は低い水準にとどまっていることから、特に若年層への選挙啓発に関係機関等

と緊密な連携を図りながら投票率向上の対策に取り組むことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 先ほどのお話でしたが、今後の投票率向上についてどのような対策を講じる予定でしょうか、お聞かせください。現在、多くの自治体について、先ほどお話があったように、投票率の低下が問題になっています。本町でも、今年3月に行われた町長選、町議選の投票率は61.43%。これは2016年に行われた、先ほどのお話もあったように、同選挙よりも11.06%下回っています。本町では、今までどのような対策をしてきたのか。また、今後どのような啓発活動や対策を講じる予定があるのかお聞かせください。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

投票率向上につきましては、各自治体がそれぞれ独自の対策を講じることも必要であります。一つの地域、例えば郡などの単位で対策を講じていくことがより重要であり、効果的であるのではないかと考えております。邑楽郡では、各町の選挙管理委員会の担当者が定期的に情報交換を行う機会があります。その中で、各町の選挙に関する課題を共有しておりますので、今後課題の一つとして投票率向上に向けた情報交換をしていきたいと考えております。

また、先月21日には県市町村選挙事務等に関する検討会議、こちら仮称でございます。設置に向けた勉強会が開催されました。群馬県としても県内市町村と連携して投票率向上の啓発を実施したいとの意向があり、選挙時の啓発活動だけでなく、常時啓発が重要であるとの方針が示され、今後具体的な事業計画について議論されることとなります。本町としても、ぜひとも一体となって投票率向上に向けて実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ご説明ありがとうございます。

では、その情報交換であるとかそういうときに、投票済証明書の活用についてはどうお考えなのでしょうか。投票率を急激に向上させるのは非常に難しいと思われれます。選挙啓発活動に加え、本町でも投票済証明書等を活用し、選挙への関心を高めてもらう必要があるように思います。現在の本町での投票済証明書は、このようなA5の形になっていますが、現在の本町のA5のコピー用紙以外のものを活用する、もしくはそのようなものとは違うものを発行したりするということはお考えなのでしょうか、お聞かせください。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

投票済証明書については、投票に来られた方に投票した証として発行されるものであります。公職選挙法において発行に関する規定がないなど、発行に関しての法的根拠はなく、発行するかどうかは各市町村の選挙管理委員会の判断に委ねられております。全国的には投票済証を発行していかない選挙管理委員会もあります。群馬県内でも前橋において、広い意味での投票の秘密に抵触するおそれがあるという理由から、投票済証明書を発行せず、投票所来場証明書を発行しているようであります。本町においては、期日前投票及び選挙当日に投票所での投票を行った後、証明書が欲しいという申出があった方に、先ほど茂木議員からもありましたA5サイズのコピー用紙の投票済証を発行しております。ほかの選挙管理委員会の事例を確認しますと、名刺タイプのものやしおりタイプのものなどあります。それぞれの創意工夫が見られるところであります。本町においても、茂木議員からのご提案がありましたマスコットキャラクターみどりちゃんをあしらったタイプの投票済証を検討していきたいと、このように今考えております。

また、もう一つの提案であります選挙割についてですが、近隣の館林ではアゼリアモールの協力の下、投票済証明書を持参すれば割引やくじ引き等ができるキャンペーンを実施するなど、全国的にも商店街や企業が選挙割に取り組む事例が多数見受けられます。本町においても、大型商業施設があるため、同様の事業は可能であると考えますが、事業の実施に当たっては相手方の協力を得なければならないことから、まずはその意向を確認することが必要となると考えております。ただし、選挙割については、町が主体となって行ってはならないとされておるのです。また、選挙割の実施が投票率向上についてどのような影響をもたらすかなど、群馬県や近隣自治体の動向を注視しつつ、調査研究を行っていききたいと考えております。投票率が低下しているのは否めない。更には、期日前投票率も上がってきていると。このような状況を踏まえた中で、これから我々町としてもどうすれば一番ベストかと、その辺も皆さんとともに検討していきながら行っていききたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。投票済の証明書に関しては、先ほど町長からお話があったように、各市区町村の選挙管理委員の判断に委ねられているところがあると思います。公職選挙法に規定がないこと、あとは投票は個人の自由意思によってなされるべきであって、投票に行かなかったことを理由に不利益を受けてはならないということを書かれています。あと、利益誘導や買収など不適切に利用されるおそれがある。選挙啓発活動と営利活動、先ほど町長がお話ししたように、割引などのサービスを分けて行う必要があること。広い意味で投票の秘密に触れるおそれがあるということがあると思います。しかし、先ほどのお話のように、7月の都知事選挙では、墨田区の富嶽三

十六景の神奈川県沖浪裏の投票証明書や7月7日に由来して短冊型の証明書であるとかというのが板橋区のほうで発行されたりしました。また、相模原市や磐田市など多くの市町村が版面の裏、投票済証の裏側に町のSNSのQRコードなどを貼って証明書を出すことによって投票の結果がすぐに分かるであるとか、あとは町の魅力をそこから発信しているのを分かりやすく、そして見やすくなるというのは、非常に若年層にとっては新しくてすごくいいことだと思います。先ほどお話があったように、千代田町にはマスコットキャラクターみどりちゃんがあります。樹里ちゃんもいます。彼女たちをあしらった投票済証明書の発行は、家庭での話題の一つになると思います。

あともう一つなのですが、武蔵野市や東久留米市、木津川市のように、若年層の選挙の啓発の一環として、町内、市内、区内の小学校の児童、中学校の生徒を対象に、明るい選挙啓発ポスターコンクールなどを実施して、そのポスターコンクールにおいて受賞した作品を投票済証明書に絵として載せるというのも一環としてやっているところがあるので、このようなものを採用するのも一案だと思います。選挙権をまだ持たない世代に、まずは選挙に関心を持ってもらう。私の絵が選挙済証明書になったのだよ、私の絵もそうなるといいな、そういうふうにやって家庭の中で話ができるようになると非常にいいのではないかなと思います。町のアピールにもつながると思います。

また、サービス関連のお話ですが、先ほど町長からお話があったように、まずは町のほかの飲食店の方たちにもご協力願ってということになると思うのですが、先ほどもお話ししたように、今回の選挙のように生活に密着した町長選、市長選のようなものが非常にポイントが下がってしまった原因というのは多々いろいろあると思います。1つではないと思うのですが、ぜひ投票率向上のためにも、より一層の啓発活動はもちろん、投票済証明書についての改善、活用もよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。千代田町立山屋記念図書館の活用についてです。まずは、図書館の開館時間と休館日についての現状はいかがでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

現在の図書館の開館時間及び休館日につきましては、千代田町立図書館管理運営規則にて定められております。開館時間につきましては、同規則第5条にて午前9時から午後5時15分までとなっております。また、休館日につきましては、同規則第3条にて月曜日を基本とさせていただいております。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日となっている場合は開館をしております。なお、月曜日を開館した場合、翌火曜日が休館となりますが、火曜日が祝日法による休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い祝日法による休日でない日を休館とさせていただいている次第でございます。次に、12月28日から翌年の1月4日までの年末年始。最後になりますが、特別整理期間といたしまして、同規則には毎年15日以内を休館とさせていただく記載があるのですが、実際には毎年度1月20日過ぎからの4日間程度で対応させていただいております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。

では次に、図書館の開館時間と休館日についての改善はお考えでしょうか。私は、千代田町立山屋記念図書館は、本町の学びの場として重要なものの一つであると考えています。その図書館の開館日は、1年を通じて、先ほどお話があったように、午前9時から午後5時15分までとなっていますが、小中学校の夏休みとその前後の期間中だけでも利用時間を延長することはできないのでしょうか。国立天文台の暦計算室によると、前橋の観測地点での過去5年間の7月1日の日の入りは午後7時6分、8月31日の日の入りは午後6時13分から14分となっています。開館時間を午前8時半とし、閉館を午後6時とするのは防犯の面から考えても可能だと思います。図書館員の方の労働時間も長くなってしまっているので、貸出し時間は今までどおり、開館時間のみ延長という形を取ってもいいと思います。柔軟に対応してもらっていいと思うのですが、一般町民の方はもちろん、自宅や学校での学習が困難な児童にとって、山屋記念図書館は大切な居場所となり得ると考えています。特に2階の学習室においては、昨今の酷暑に当たり、空調の効いた静かな環境で学べるというメリットがありますが、いかがでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

山屋記念図書館における利用登録者数は約6,000人となっております。登録者お一人ごとに来館する曜日や時間、利用目的は千差万別であると考えております。そのため、利用者に寄り添った開館時間や蔵書の対応は、施設を運営する側といたしまして永遠のテーマであると考えております。

まず、休館日ですけれども、近隣の自治体も同様に月曜日を休館とする、こういった基本的な流れがございます。本町の場合、過去のデータをひもときますと、平日よりも土曜日、日曜日に来館者が多く、月曜日が祝日で開館した場合、来館者はそれほど多くない状況でございます。そのため、休館日につきましては、現状のままであまり影響がないのではないかと考えております。

次に、開館時間ですけれども、図書館では、先ほども申し上げましたとおり、午前9時から午後5時15分までとなっております。しかし、近隣自治体では対応が異なっておりまして、ほかの状況を鑑みますと、学校帰りや仕事帰りなどに立ち寄れることを想定した開館時間になっていると思われま。図書館では日頃より、先ほど茂木議員のほうからもありましたとおり、子供から高齢者、障害のある方等々、様々な方が利用されますので、幅広いニーズに対応できるよう心がけております。

また、今年度、図書館は、7月17日から10月23日の間、クーリングシェルターとして指定を受けましたので、気軽に立ち寄れて居心地のよい環境づくりにも取り組んでおります。更に、図書館の2階にあります学習室につきましては、夏休み期間に入りますと多くの小中学生に利用いただいております。そのため、近隣の状況を踏まえながら、職員数と勤務時間のシフトを考慮しつつ、1年を上期、

下期に分けて開館時間を変更したり、クーリングシェルター期間内の開館時間を変更するなど、時間延長に向けて前向きに調査研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） どうもありがとうございます。

では次に、親子で直座りできるスペースの設置についてお聞かせください。親子の憩いの場としての観点から、ラグマット等を敷いてくつろいだ体制で本を選んでもらうようなスペースの設置は考えていらっしゃいますでしょうか。山屋記念図書館は、土足で入ることはできないので、靴を脱いで入るというメリットがあります。そのため、ラグマット等を敷いて子供たちがゆっくりと座ったまま、絵本を下に置いたままの状態を選ぶということは可能だと思います。小さい椅子もあるのは拝見しているのですが、椅子から転げ落ちる心配というのがたまに見受けられることがありますので、そのようなこともなく絵本を選んだり読み聞かせの会等にも活用できると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

小さな子供を対象にしたことをちょっとお話しするのですが、山屋記念図書館では毎月第2土曜日、ボランティアグループ虹の会の協力の下、親子で楽しめる絵本の読み聞かせ会を開催しております。会の終了後は、折り紙やペーパークラフト、お絵かき、クリスマス会などを実施して、完成作品を展示コーナーや館内の空きスペースに展示するなど、限られているのですが、そういうような努力を重ねております。参加された方ができるだけ楽しんで参加していただけるようにという工夫をしながら事業を進めております。

また、平成23年度からは管内に赤ちゃんの駅という授乳スペースを設けるとともに、授乳用ポットやパーティション、トイレにはおむつ交換台を設置するなど、子育て世代にも安心して利用できるように配慮しております。しかし、茂木議員のおっしゃったように、小さな椅子はあるのですが、絵本の読み聞かせ会は、お子さんとおうちの方が中央のスペースを利用しているのですが、乳幼児から低学年児童までの幅広い年齢層が対象ですので、たまになのですが、椅子になじむことができないお子さんも見受けられます。そのため、茂木議員のおっしゃるとおり、ラグマットを敷き詰めたスペースは、これからの図書館には必要不可欠であると考えております。邑楽町とか近隣だと大分前からできているので、うらやましいなというふうに思っていました。

それから、過日なのですが、私も議員さんたちと一緒に栃木県茂木町の視察に同行させていただきました。複合施設ではありましたが、ふみの森もてぎの中にありました図書館は、1日

いても飽きない、ずっといられる、そんな心地よい場所であるというふうに感じました。学習スペースや歴史資料展示室、ギャラリー、カフェ、ちょっとここでは考えられないようなすてきなものが併設されていて、中でも子供図書室や交流広場は子供たちが集えるすばらしい空間でした。本当にすばらしくて勉強になったのですが、そのときにうらやましいな、この図書館でできないだろうか。どんなちっちゃなことでもいいからできないだろうかというようなことも考えました。しかしなののですが、現在の山屋記念図書館の広さを考えてみますとなかなか難しいという状況ではあります。例えば椅子の部分をマットを敷いてというと、本棚が倒れてくるのではないかと、ちょっとそういう恐れがあったりとか、広さが足りないなというような感じは思っています。

今後も創意工夫をしながらスペースの確保に取り組むと同時に、将来的には財政状況も踏まえながら、蔵書、それから東側の芝生広場、それなどの利活用。それから、もしかしたら、夢なのかもしれませんが、新しい図書館もできる可能性もあるかもしれないというところでいろいろ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 田島教育長、ありがとうございます。先ほど私もお話聞いていたのですが、私も茂木町に行って、すごくすてきななと思って帰ってきたので、ぜひそのような機会があったらばと思い、発言させていただきました。

私も虹の会の方の活動に参加させていただいたのですが、やはりお子さんはお母さんの膝に乗って話を聞きたいというのがあったり、あとお子様が1人ではなくて2人だと両脇にというふうになったときに椅子をくっつけられないという、そういうデメリットがあります。そういうことも考えていただいて、小さなクッションでもいいですし、少しそういうふうにお子さんたちに配慮した図書館になっていくといいのではないかなと思います。

では最後に、千代田町立山屋記念図書館の今後の方向性についてお聞かせください。新橋の架橋も決まり、中学校の建て替え等を検討されていますが、千代田町立山屋記念図書館も雨漏りや窓の不具合など老朽化が問題となっています。学校の図書館とは違い、学術書や一般書も多く収蔵されており、書架のスペースにも限りもありますが、町民だけではなく町民以外の方も含め多くの方々が利用する山屋記念図書館も、大規模改修や増築、建て替え等が検討されているのでしょうか。

また、桜の樹木の跡も植林されることなくそのままの状態ですが、植樹などの予定はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

山屋記念図書館は、昭和57年のオープン以来、今年で42年が経過いたしました。町民であれば誰もが知る図書館ですが、名誉町民であります故山屋八万雄からの寄附金を基に、近隣自治体に先駆けて建設され、山屋氏の名前を永久に残すようにと、山という形をデザインした建物になっております。東から見ると建物が山と書いてあるのです。決して大きな建物ではありませんが、書棚の向きや数を増やすなど、小さい図書館なりに工夫をしまして、蔵書の増加を図ってまいりました。現在は5万冊もの蔵書を管理し、新刊をいち早く貸し出している場所であると同時に、落ち着いた中で学習できる場所も確保されております。町民から親しまれております。とはいえ、オープンから42年もの月日が経過しており、施設の老朽化や経年劣化は避けられず、様々な修理を実施してまいりました。ここ数年は、雨漏りが頻繁に発生し、その都度対策工事を実施しましたが、幸いにも大切な蔵書への被害はありませんでした。今日までの様々な修繕、改修工事を行う中で、新築、増床、移転が検討されなかったわけではありません。しかし、八万雄の名前を影響に残す、山の形を崩さないことなどから、現状維持の形になっております。

図書館は、図書館法によりますと、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされております。そのため、今後においても、さらなる教養、学習意欲の向上のために存続していかねばならないと考えております。しかし、専門的な知識も必要となることから、民間事業者による指定管理者制度を導入するなど、サービス向上を図っていく図書館も最近では見受けられております。このように、様々な運営方法があると思いますので、よりよい図書館になるよう、議員はじめ有識者を交えながら、時代に即した運営方法を協議していきたいと考えております。

また、現在、小中一貫校も視野に入れた中学校建て替えの具体的な設計、建築内容など、早期に事業計画を決定する必要があります。その内容や方向性については、議会との意見交換会や保護者アンケート、過日設置されました千代田町学校の在り方検討委員会の意見を総合的に判断しながら、どのようなまちづくりを行うかを判断しなければなりません。この先統計的には小中学生の数が減少するのは確実ですし、町の人口も減少する可能性があります。我々も、先ほど柿沼議員のときに述べたように、小学生も減少しないようにいろいろ政策を行っております。現実には若干ながら、それを今の段階で食い止めたり、微減で、多少減少してきていると。これが現実かなと思っておりますので、学校が学校だけの役割を果たすだけでよいのか、町全体のデザインを描きながら学校をはじめとする公共施設の在り方を考える時期に来ているのかもしれない。

先ほど教育長が述べたように、山屋記念図書館につきましては創意工夫をしながら、スペースの有効活用に取り組んでおります。同時に、将来的には図書館としての機能を残すか否かにつきましては、今後の課題としつつ、山の形をデザインした建物は残す方向で考えていきたいと思っております。そのため、新たな学校内の図書館を併設する案も含めて検討してまいりたいと思っております。私も思うのですけれども、ちょうど今から42年前に図書館がそこへできたと。当時多額の山屋八万雄氏からの寄附をいただ

きながら、図書館をここに造ったわけです。その思いを考えていきますと、築42年なのですけれども、まだまだ50年、60年、ずっと今の山屋記念図書館は残していくべきと考えております。ただ、時代とともに活用方法をいろんな部分でまた検討していければと、こう考えていますので、今後もまたいろんな案がありましたら提案のほうをよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 図書館は、記録資料の保存、累積によって、世代間を通しての文化の継承、発展に寄与する社会的記憶装置と言われています。また、図書館は、よくお話になりますが、知の宝庫と呼ばれています。福祉施設や文化施設ではなくて、教育基本法で規定された社会教育施設となっています。教育基本法は、第3条において、教育の機会均等を規定しています。この規定に基づき、全ての国民が貧富等により利用を制限することなく、制約を受けることのないようにとされています。誰もが自由に気楽に利用できる場として、より一層千代田町立山屋記念図書館の充実を望んでいきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で2番、茂木議員の一般質問を終わります。

ただいまより10時30分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時13分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（森 雅哉君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、1番、畑中議員の登壇を許可いたします。

1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 議席番号1番、畑中弘司です。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

初めに、新たな町の開発について質問させていただきます。20年くらい前より販売が始まりましたふれあいタウンちよだですが、現在の販売状況は、千代田町分に分譲地が残り僅かという状況に対し、群馬県企業局分では81区画が売れ残っている状況であります。この売れ残った区画について、町では販売推進及び販売強化する対策を県企業局にお願いすることはできないでしょうか。また、商業用地も売れ残っております。商業用地の販売という部分では、立地条件や各企業の考え方により、住宅地を販売することよりとても難しいと考えておりますが、将来を想像して多少の費用を投じてでも考慮する新たな商業地の利用方法などについて、今後お考えがあるのかをご質問させていただきます。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） ご質問にお答えいたします。

住宅地の分譲につきましては、町総合計画の重点施策である人口減少社会に対応したまちづくりの中で、定住、移住の促進に取り組んでおります。現在は、本町に移住する方への住宅取得に対する経済的支援を最大限活用しながら、ふれあいタウンちよだ内にあります優良な住宅地を群馬県企業局とともに分譲しております。現時点で84区画が契約に至っていない状況であります。その内訳は上中森エリアの企業局分が残り81区画、萱野エリアの西邑楽土地開発公社分が残り3区画となっております。萱野エリアの一日も早い完売に向け、住宅メーカー等へのPRを行うとともに、販売中の区画のほとんどが上中森エリアとなっておりますので、今後も企業局との連携を図りつつ、移住者や紹介者への補助制度のほか、各種分譲制度を活用いたしまして、早期完売に努めてまいりたいと思います。

また、商業地につきましては、町総合計画の基本施策の中で快適な生活環境の確保として施策を展開しておりますが、主要地方道足利邑楽行田線の沿線で株式会社マナベインテリアハーツ様の南側に3.9ヘクタールの未利用地があります。令和4年11月にマナベインテリアハーツ様がオープンした以降、交渉は進めているものの、契約に至るような動きがない状況にあります。このふれあいタウンちよだ内の商業用地は、既存大型店舗との相乗効果により広域的な需要も見込まれておりますので、新たな店舗を誘致できるよう粘り強く誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 新聞紙上にも掲載があったとおり、国、県では移住者支援を行っており、群馬県は静岡県に次ぎ2番目の移住者が多い県でもあります。県外、町外を含め販売促進をしてもらうことで、県の政策を進めるとともに、この移住者促進については、本町では第六次総合計画の重要項目の一つでもあります。ぜひ県に販売強化を行ってもらうようお願いしたいと思っております。

また、こういった売れ残ったものを理由に、これから新たに行う開発に遅れを取るようなことがあってはならないと思いますので、重ねてお願いいたします。

そして、もう一つは、新たな工業団地の開発です。現在本町では、第三工業団地まで開発が終了しました。新聞紙上で発表されましたとおり、全ての区画が完売となり、本町で課題でもありました働く場所をつくるという問題に明るい兆しが現れた成果でもあると思っております。

そこで、今後、新たな第四工業団地の開発の必要性について、大川都市整備課長のご見解をお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） ご質問にお答えします。

町内の雇用を増加させるため、工業団地を造成し、企業を誘致することは有効な手段と考えます。

ご承知のとおり、直近の千代田第三工業団地につきましては、今年の3月に群馬県企業局から用地の引き渡しを受けた後、同月中に全4区画の合同契約締結式を行い、完売となりました。こうした状況から、物価高騰の影響はあるものの、まだまだ新たに工場立地を検討する企業等の需要は継続しているものと思われます。また、当該地域の東側は、お隣の明和町においても工業団地が造成されており、一体的に開発が進められている地域であることから、本町といたしましても群馬県との協議を行いながら、次期工業団地についての検討を進めている状況であります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 10年前とは違い、今の町には非常に活力があふれているときです。将来をしっかりと見据えて、働いて住める町として、今できる限りの事業の展開を進めてほしいです。そして、本町では近年、新たな住宅地の開発は行われておりません。働く場所を創出されながら、人口増加の政策を進めていく中で、新たに建設可能な土地がないような状況は回避していかなければならないと考えております。

そこで、今後、新たな住宅地開発や千代田町に転居を考えている方に一時的にでも住めるような町営住宅の開発などのお考えはあるのか、こちらは高橋町長にご質問させていただきます。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 人口減少、超高齢化社会を迎えまして、多くの地方自治体が定住人口の維持を最重要課題の一つとしております。本町におきましても例外ではなく、その対策として、定住者、移住者を受け入れるための住宅地の確保が必要と考えております。その一方で、都市計画上においては、今後人口減少により市街化区域内の人口密度の低下が見込まれております。群馬県内の東毛広域都市計画圏では、大規模な宅地開発等による住居系の市街化区域を拡大することはできない状況にあります。町といたしましても、都市計画マスタープランの中で役場周辺を中心拠点に位置づけておりますので、今後の土地利用動向等を踏まえ、周辺環境との調和を図りながら、地区計画制度を活用いたしまして、さらなる拠点形成を目指してまいります。

また、町営住宅につきましては、現在、赤岩に里東町営住宅、瀬戸井に長良町営住宅がありますが、ともに建築から数年が経過し、老朽化が進んでいることから、移住、定住の受皿となるような子育て世代向けの町営住宅の建設については検討を進めてまいりたいと考えております。

人口減少をしていく中で、千代田町を持続可能な町としていくためには、住民の生活に関わるサービス機能と移住を集約したコンパクトなまちづくりが求められておりますので、将来を見据えた新たな事業にも取り組んでいきたいと考えております。

今から二十数年前、なかさと公園の西にあります下水道処理施設、あれを計画しているときが千代

田町が人口2万人構想だったのです。その当時は、まさか人口がこのような形で減ると、千代田だけではないですけれども、全国的にそうなのですけれども、そのようなことをあの当時は誰も想定していなかったわけです。そう考えていきますと、あれから30年近くたつわけですけれども、全国的に人口減少社会になってきております。それを考えていきますと、これからの町営住宅ももちろん今の状態ではしようがないと。それを新たなところに建て替える必要もあるというふうには考えています。ただし、建て替えるのをどこがいいか。更には、どのような住宅がいいかと。これを今庁内で検討している状態であります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 私は思うのですが、その昔、この議会でも賛否両論ありながらも進めてこられた住宅地等の開発事業が本町を今支えているのかなと、そんなふうにも思っております。ここ数年、東小学校の新生を見ますと、大半がふれあいタウンちよだより入学していただき、その効果を示しております。ぜひとも若い方でも希望を持てる居住場所の検討をお願いするとともに、様々な構想の中でも町の発展に向けてさらなる尽力をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問としまして、広域行政について質問させていただきます。我々が過ごす日々の生活に対して行政では、普通の生活環境を普通に整えるという大切な問題があります。その中では、生活ごみや病院運営など、町民の生活に直接関わる問題を町単独で行えないため、広域行政で運営していかなければならない現状であります。そこで、これからも多様化する行政サービスに対応していく中で、今後の広域行政の在り方について、千代田町はどのような対応をしていかなければならないのか、こちらも高橋町長にご質問させていただきます。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 広域行政には様々な形がありますが、その中の一つである一部事務組合から説明をいたします。

一部事務組合は、複数の自治体が事務の一部を共同処理することを目的として設置されているもので、本町には6つございます。医療関係では、邑楽郡と館林で公立館林厚生病院を運営する邑楽館林医療企業団があります。衛生関係では、し尿処理を行う館林衛生施設組合や清掃センターを運営する大泉町外二町環境衛生施設組合、太田市外三町広域清掃組合。また、上下水道を行う群馬東部水道企業団と消防署を運営する館林地区消防組合があります。一部事務組合以外ですと、協議会や期成同盟会がございます。本町が加盟しているものは、両毛地域の市町で構成される両毛広域都市圏総合整備推進協議会や熊谷、足利などで構成されております利根川新橋建設促進期成同盟会、東毛地域の市町で構成される東毛地域拠点都市地域整備推進協議会などがあります。それぞれ要望活動や研究会を实

施しております。それ以外にも介護保険や障害福祉の認定審査会を館林外5町で運営するなど取り組みも行っております。

また、周辺自治体以外の広域行政というお話ですと、近隣市町をはじめ、榛東村や上野村、下仁田町、みなかみ町などと災害時における相互応援に関する協定を結んでおります。1市町でできることには限りがありますので、そのために単独では対応が難しいものについては共通の課題を持つ自治体同士が協力しながら進めていく必要があります。今後もより一層積極的に進めていくべきと考えております。

広域行政というのは、いろんな部分の在り方があるのですけれども、その中で、先般上毛新聞にも掲載されておりました先ほど述べた群馬東部水道企業団、これにおいては効率よく、ずっと行われております。全国から視察にも訪れ、水道料を含めて皆さんに水道を供給している。みどり市からずっと向こうの板倉町までは皆さんが同じ水を飲んでいるのだという下で効率よく、これを各自治体単独でやっていたのを今からちょうど四、五年ぐらい前からそのような形で行っておるといふこと、効率を求めながらのそのようなやり方もあるかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 先ほどのご答弁の中でありましたように、自治体を持つ共通の問題というものをお互いに協力し合いながら関係性を作り上げていくというところが非常に重要なことであるのかなと感じました。

そういった中で、千代田町では利根川新橋の建設が決定いたしました。今後、新橋ができ、次に重要な問題は、接続される道路の計画であると考えます。埼玉県、群馬県、栃木県に関係する道路の計画次第では、首都圏に通勤可能な町として、またはお互いを助け合う防災道路として、または歴史深い地域を利用し、観光地の要素を含んだ両毛地域として魅力を発信する可能性を秘めた地域であると感じております。そこで大切なことは、県境と地域を越え、行政と市民、町民をつなぐ広域行政の在り方が重要であると思いますが、今後、県境を越えた広域行政の在り方についてどのようなお考えがあるのか、こちらも高橋町長にご質問させていただきます。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 県境を越えた広域行政ということですが、広域行政に関しましては、先ほど紹介した枠組みのほかにも町では災害時における協定として、1都7県で構成される関東町村会の相互応援協定や行田市、熊谷市などの利根川沿線市町との相互応援協定を結んでおります。また、館林地区消防組合でも、佐野市、足利市、羽生市、行田市などと消防相互応援協定を結んでおります。今後は、利根川新橋によりまして6市4町で構成されている期成同盟の市町とは今まで以上にパイプを

たくしまして連携を深めていく必要があると考えております。更には、遠方自治体との連携の可能性が高まることから、新たな枠組みも考えていきたいと、こう考えております。先ほど述べたように、みなかみ町とか向こうと昨年協定を結ばせていただいたのです。災害協定なのですけれども、これは理由があるのです。災害があってはいけないのですけれども、もし万が一あった場合、住民が避難所に行く。長引く避難ですと、非常にお年寄りをはじめ疲れてくる。疲れてきたときには、バス会社と協定を結んでいますから、それでバスに乗って、みなかみ町の温泉、ホテルがいっぱいありますから、そこに行ってください、そこで体を休めていただくと。いろんなことを駆使しながら考えているのです。そう考えていきますと、これからも広域行政というのは、この館林邑楽の範囲だけでなくて広域にわたり連携を取っていく必要があるかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1 番、畑中議員。

[1 番（畑中弘司君）登壇]

○1 番（畑中弘司君） 非常に心が通った地域ぐるみでの施策ということを町長は進めてくださっているのかなと、そんなふうにも思っております。

そこで、将来国の政策では道州制というものも考えられている現状、こういった早い段階での地域のつながりは必ずや将来町の宝となると思いますので、今後千代田町だけでは解決しない問題が多く予想されると思いますが、高橋町長にはぜひ先ほどご答弁いただいたような形でリーダーシップを執っていただきたいとお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、働き方改革について質問させていただきます。ここ数年、千代田町は飛躍的な成長をされています。特に財政面では、10年前と比べますと約1.5倍くらいの予算を計上しており、恐らくではありますが、業務量が増える中、町長はじめ職員の方々が新たに多種に関わる事業を行った努力の成果であると私は感じております。そこで気になったことでは、近年、国の政策で働き方改革が始まり、限られた時間での業務を重視しなければならなくなっております。職場環境を整えるためにも、業務の負担軽減と効率化を考え、キャッシュレス決済やAIを使用した業務など、積極的なICTの活用を取り入れていくべきではないかと考えますが、現在千代田町ではICTの活用はどれぐらい進んでいるのでしょうか。また、今後の計画についても重ねてご質問させていただきます。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

役場内におけるICTの活用状況ですが、従来より役場職員間のコミュニケーションツールとして、メール、掲示板、スケジュール管理機能などが含まれるグループウェアシステムを利用しております。このシステムは、職員間の情報共有と連絡手段としての重要な役割を果たしており、日常業務の円滑な遂行には欠かせないツールとなっております。

また、昨今の技術進歩を背景に、新たなICTツールとして、文章生成AIであるChatGPT

の活用を進めています。この取組みでは、令和5年度にプロジェクトチームを組織し、千代田町Chat GPT利用ガイドライン及びChat GPT活用の手引きを作成しました。徐々に業務に取り入れる職員が増加しており、文章作成や業務効率化のためのツールとしての有用性を確認しております。

更に、今年度から新たに導入したビジネスチャットツール、LOGOチャットは、職員間のコミュニケーションを迅速かつ効率的に行うためのツールとして活用されています。5月から約150名の職員が使用しており、特に迅速な情報共有が求められる業務において効果を発揮しています。そのため、災害時の緊急連絡手段としての活用も期待されています。このLOGOチャットは、群馬県庁でも導入されており、千代田町役場内に限らず、県職員や県内の他市町村職員との情報交換や連携が可能となっているため、同じ担当同士のグループトークで質問したり、相談したり、アドバイスし合ったり、活発に利用されています。

働き方改革の一環として、このようなICTツールの導入は、内線電話などの従来のコミュニケーション手段に代わる効率的な方法により、業務時間の削減につながっています。特にリアルタイムでのやり取りが可能なビジネスチャットツールの活用は、職員の働き方に柔軟性をもたらし、業務の効率化を進めています。

今後の展望としましては、出退勤管理システムや勤怠管理システムの導入を進め、職員の勤務状況の把握と管理の効率化を目指してまいります。これにより、業務改善と働き方改革のさらなる推進が図られると考えております。

以上の取組みを通じて、ICT技術を活用し、職員の働きやすい環境づくりを進めるとともに、町民サービスの向上にも努めてまいります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） まだまだ部署によってはデジタル化は難しいところもございます。そして、本町ではお年寄りが多いところから、こういったICTが苦手という方もいらっしゃると思いますので、そういったところにはご尽力をいただきながらも、可能な限りのICTの活用を進めて業務の効率化を図りながら、職場の環境を整えていただきたい、そんなふうに思っております。

そして、職場の環境を整えるという部分では、本町ではサマータイム、別名ゆう活や育児休暇の活用を取り入れておりますが、どれくらいの活用状況なのか、こちらのほうをご質問させていただきます。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

まず、サマータイムについてですが、国は働き方改革の一環として、7月及び8月をワークライフバランス推進強化月間と位置づけ、夏の時期は早い時間に仕事を始めて、早めに仕事を終え、明るい

夕方の時間を有効活用して生活を豊かにすることを目的とした夏の生活スタイル変革、通称ゆう活を平成27年度から推進してまいりました。本町におきましても、国の実施方針に基づいて働き方改革として、平成27年度からゆう活を実施してきました。初年度は試験的に一部の部署で取り組みましたけれども、平成28年3月に策定した次世代育成支援法による特定事業主行動計画にワークライフバランスのための時差出勤制度の活用に関する項目を盛り込み、平成28年度から対象を全庁に拡大し、職員のワークライフバランスの実現を図っております。令和5年度の活用実績においては19名となっております。今年度より職員からの提案に基づきまして、実施時期を7月、8月に限ることなく通年で実施を可能とすることで、さらなる職員のワークライフバランスの推進に努めております。

次に、育児休業についてですが、3歳に達するまでの子供を養育する職員が取得をすることができる制度で、同一の子供については2回まで取得可能となっております。令和4年10月より男性の育休取得を目的とした産後パパ育休（出生児育児休業）が創設され、通常の育児休業とは別に、男性職員は配偶者の出産から57日以内に2回まで産後パパ育休を取得することが可能となりました。本町職員における育児休業の活用状況ですが、女性職員の育児休業取得率は100%となっておりますが、配偶者が出産した男性職員の育児休業の取得は、これまで3名が取得した実績がございます。育児休業以外にも子供の育児に関する制度については、それぞれ取得の対象や条件は異なるものの、育児短時間勤務、部分休業、早出遅出勤務など、様々な勤務の体系がありますので、対象となる職員へはその都度周知を図っております。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） サマータイムというものでは時期的に限りがあったのですが、そういった柔軟な対応を取ってくださるといことで、これからも活用していただきたいなと思います。サマータイムの活用で有意義な時間をつくることや通勤時の渋滞を避けて少しでもストレスを感じない職場環境をつくること、または育児を協力して行える環境はとても大切なことだと思っております。職員の方々には、様々な制度を有効に利用し、職務遂行に努めていただきたいと考えております。

それでは最後に、近年、千代田町では女性の管理職を積極的に取り入れております。女性の格差をなくすという試みは昔からございましたが、言ってみると、実現することができなかったのが数年前でした。これからの時代の職場では、今以上に性別や年齢の格差はなくしていかなければならないと私は思いますが、このことに関しまして高橋町長のご所見をお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 私も町長に就任して8年ちょっと経ったわけですけども、町長に就任する前からその部分に関しましては男女雇用機会均等法を含めた中、なぜ女性の課長、幹部職員はいる

のです。係長以上は。それは私もなぜかなという気持ちは持っていました。本町では、平成27年8月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画を作成しております。現在、令和3年度から令和7年までの第2期特定事業主行動計画の計画期間中となっております。この計画は、町職員が男女問わず更に活躍できるような職場を目指すとともに、職場の意識改革などを総合的、計画的に推進するため、今後5年間の計画期間において、女性管理職員の登用、男性職員の育児休業等の取得について数値目標を挙げております。平成28年3月に私が町長に就任して以来、女性職員の管理職登用を進め、28年7月に初めて女性職員の課長職が誕生いたしました。それ以降着実に女性職員の登用を進めております。また、町始まって以来の女性教育長も誕生いたしております。平成28年4月現在の係長以上の管理職に占める女性職員の割合は20%でしたが、令和6年4月現在の割合は26.6%となっております。また、地方公務員法に基づき全職員を対象とした人事評価を年2回、10月と3月に実施して、その結果を勤勉手当や昇級へ反映させることにより、職員のモチベーションアップにつなげる取組みを行っております。今後についても、第2期特定事業主行動計画の計画目標の達成を目指すとともに、職員が年齢、性別を問わずに活躍できる職場環境を整えながら、さらなるワークライフバランスを重視した働き方ができるよう努めてまいります。また、男女問わず若い職員も女性職員を登用することによりまして、その背中を見ながら私もと思えるような職場環境をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 1番、畑中議員。

畑中議員に申し上げます。残り時間5分を切っておりますので、速やかにまとめに入ってください。

[1番（畑中弘司君）登壇]

○1番（畑中弘司君） 高橋町長には、これは私の偏った意見かもしれないのですが、行政独特でもある前例踏襲や古き風習など、現在の千代田町にはそぐわないことには風穴を空けていただき、そしてぜひとも年齢や性別に関係なく、尽力する方には活躍の場所を与え、希望が持てる職場にさせていただきたいと、そのような強い願いを持ちまして、本日答弁していただきました皆様に感謝を申し上げ、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で1番、畑中議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、橋本和之議員の登壇を許可いたします。

8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 議席番号8番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思っております。

私の質問は、防災・減災対策についてでございます。ここ数年は、本当に地震が多くて、今年も元旦から能登地震、マグニチュード7.6が発生し、4メートルもの津波も起きました。8月8日には日

向灘沖地震、マグニチュード7.1が発生し、政府より今後1週間における南海トラフ地震の注意が呼びかけられもいたしました。お盆休み中は、当該地区の皆さんは特に心配されたのではないのでしょうか。能登地震では、震災後8か月以上経ちますが、いまだに避難所生活を余儀なくされております。本町でも地震や利根川の水災が発生した際は避難所が開設され、長期化も予想されております。私は、2019年の台風19号の対応について執行部と話題となるたびに、高橋町長が度々自衛隊から派遣された2名の隊員が交代で休息を取っていたといったことが学びだったと話されていたのが印象にあります。本町では、利根川決壊時にはほぼ全町が浸水被害に遭うことが予想されております。避難所を管理運営する役場職員自身も被災したり、あるいは家族が被災したりすることが多々あると思われま

す。そこで、先ほどの自衛隊の話の踏まえ、長期化する避難所運営において、役場職員の疲労対応、休息の確保などになるのでしょうか。あるいは、通常業務の再開過程。避難所運営は、当初ルールづくりなどがあるため、職員が主導しなくてはなりません、ある程度したらそのコミュニティに委ねながら通常業務を再開していくものと考えられます。そういったことに対して、具体的なマニュアルや行動計画は準備されているのでしょうか。町長に聞きたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど議員が述べたように、台風19号のときは、前もお話ししたかと思うのですけれども、自衛隊が2名来られました。あのときの私の印象は、2名の方が最初我々の対策本部と一緒に情報共有しながら、時間を見て、1人が車の中で休憩していると。1名の方がこちらと一緒に対応していると。国を守るべき自衛隊というのは、あれだけの対応がいろいろな部分でできているのだなと感心いたしました。印象に残っています。

本町においては、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を中心とした業務を継続するため、千代田町業務継続計画を策定し、災害発生直後の行政機能が低下する中であっても、町民への影響を最小限にとどめるために体制づくりに努めております。

また、職員の疲労対策においては、令和元年の台風19号の際、町内において自主避難所を開設いたしました。その際には幸いにして長期化するところまでいかに済みました。そのときの状況として、職員は夜通しの災害対応となり、職員の健康管理の課題が残りました。私は、最近、自分の命は自分で守るということを挨拶の中で言葉にすることが度々あります。行政は万能ではありませんということもお話をさせていただきます。

自然災害は、台風は事前に分かりますので、備えていただきたい。地震は突然やってくるものですから、これは本人の意識や行動が大切になります。災害のときは、まず最初は自助と考えます。自分でいつでも備えをしておくというのが、これが重要であるかなと思います。次は共助。隣近所も含めた中でお互い助け合うというのが2番目に来るのかなと、こう考えております。最後に公助。我々行政のほうも万能ではないので、それで手を差し伸べていくというのが一番の災害に対してのことかな

と。もちろんこれは台風に関しても、事前に来るわけですから、先日の台風10号に関しても万全な備えは我々行政もしております。そのようなことも踏まえた中で、町民の皆様にもいろいろ備えをしていただければと、こう考えております。先ほど述べたようなこうした教訓を踏まえながら、今後の災害対応の際には千代田町地域防災計画に基づきながら、組織された各班においてローテーションを組み、休憩や睡眠が取れる交代制での対応を行ってまいりたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 分かりました。町長の答弁で休息というのがテーマの質問だったのですが、今後はローテーションを組みながらやっていきたいということだったので、そのように対応していただけるといいのかなと思います。災害時はどうしてもケース・バイ・ケースの対症療法にならざるを得ないところが実情なのかなとは思いますが、職員の皆様には、本当に大変でございますが、長期間頑張ってもらわざるを得ないこととなりますので、それに対応できる体制整備をぜひ構築していただきたいと思いますと思います。

次の質問に行きます。防災・減災対策といいますと、要配慮者対策があります。その中でも避難に時間が必要だったり、避難が長期化する見込みが出た場合に最も配慮が必要になるのが介護施設となると思われます。そのため、COMハウスやみどりの風などの施設と行政で合同避難訓練をして課題を共有しておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、外国人、あるいは妊婦、傷病者などの一時的な要配慮者には具体的にどのような対応しているのかを総務課長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

町内にあります要配慮者施設は、高齢者施設や障害者施設、こども園や小中学校と多岐にわたります。その中で高齢者施設について、6月15日に、ちよだCOMハウス、あんしんケア、あすかデイサービスセンターの3施設が指定避難所である西こども園の南庁舎2階遊戯室への避難訓練を実施いたしました。また、7月18日にはみどりの風について、指定避難所であるKAKI NUMAアリーナ2階への避難訓練を実施いたしました。訓練内容としましては、西こども園、KAKI NUMAアリーナにおいて避難場所を開設し、本町においてレベル3の高齢者等の避難が発令された想定として、各施設へ連絡を入れ、各施設は自らの施設において定められた避難確保計画に基づいて、実際に避難場所まで施設の保有する車等を使って避難していただきました。各施設や町においても初めての試みではありましたが、避難にかかる時間や避難経路などが実際に確認できたこと、また要配慮者への対応についての課題を把握することができ、大変有意義な訓練となったと思っております。

また、外国人や妊婦、傷病者などの要配慮者対策については、千代田町の地域防災計画に基づいて

対策を行っておりますが、災害が発生、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方にとっては、避難行動要支援者名簿を整備して把握に努めるとともに、避難行動要支援者一人一人ごとの個別避難計画の作成を進めているところでございます。要配慮者対策は、要配慮者自身が置かれている状況によって様々な対応が求められます。要配慮者個々の特性に配慮した情報伝達手段の普及や支援体制、防災設備等の整備などに努めるとともに、平常時において、要配慮者自身、あるいは家族にできる範囲の準備を働きかけるほか、自助の考え方についても普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 分かりました。COMハウスとみどりの風とかはもう既に6月15日と7月18日に訓練済みということで、よかったなと思えました。その中で、避難時間や経路が確認できた。こういうところがふだんできていないと本番ではできないと思いますので、やってよかったと思いますし、これからも継続していただきたいなと思います。

また、要支援者名簿を作ると。妊婦さんとか傷病者の方に個別避難計画を作り始めているというところでしょうか。ぜひこういうのも、さっき町長がおっしゃった自助、共助とかの部類にも入ってくると思いますので、町からは頻繁に情報発信をしていただいで、そういうのが必要なのだよということを知っていただけるといいかなと思います。

では、次の質問に行きたいと思えます。明日の会議に上程される案件に、役場庁舎の非常用発電装置更新移設工事費の追加がありますが、町長が以前から、役場庁舎は災害発生時に災害対策本部が置かれる場所になるため、想定浸水水位よりも高いところに非常用発電装置を置きたいとおっしゃっていたので、実現する運びとなり、よかったなと思っているところでございます。地震にしろ水災にしろ災害発生時は不測の事態が起こるもので、長期間の停電も考えられます。先ほどの質問で申しましたが、本町は利根川決壊時にはほとんどの地域が浸水被害に遭います。

そこで、停電対策といたしまして、今後各避難所に、役場の発電装置とまではいかずとも、太陽光発電や蓄電池などを整備する考えはありますでしょうか。総務課長にお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

役場庁舎は、災害時において災害対策本部となる施設であることから、最優先にて早急に非常用電源装置の整備を進めており、72時間、3日間は給油なく稼働できるよう対策を講じております。各避難所においても、停電に備えるための電源設備について必要性を感じておりますが、本町は町内全域が浸水想定区域であるため、電源設備の設置場所に留意しつつ、検討してまいります。

また、発電機や電気自動車などの供給について、災害協定を締結している協定先とのつながりを密にするとともに、新たな災害協定について模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 分かりました。なかなか全部の避難所というのは難しいのかなとは思ってはいるのですが、例えばなのですけれども、各避難所に太陽光発電を設置して、町全体を結ぶのはなかなか難しいとは思いますが、近い避難所を電線ケーブルで接続して、太陽光発電の電力を融通し合うというのも一つ考えられるのかなと思いますので、それも一つご検討に加えていただけたらいいかなと思います。

次に行きたいと思います。本町は、ここ数年、多数の、また多方面にわたり災害協定を結んでおります。埼玉県を含めた近隣市町をはじめ、本町内の各業者の皆さん、東京電力や段ボールベッド、先ほどの質問であったみなかみ町のホテルを利用した遠方避難、保険会社の査定を罹災証明に引用するなど、実にたくさんの災害協定を結んでおります。考えられる協定は進めている印象が私にはあります。そこで、ほかの自治体の中には、民間のドローン業者と災害協定を結び、被災状況の迅速な把握と要救助者の発見、被害地図の作成や罹災証明の早期発行に活用しようとしている自治体があるようがございます。そこで、本町はこの先、民間のドローン業者と災害協定を結ぶ考えはありますでしょうか。総務課長に聞きたいと思います。お願いします。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

災害対応においてドローンを活用することにより、情報収集や物資の輸送、要救助者への捜索など、多くの可能性を秘めていると思っております。議員のおっしゃるとおり、近隣では館林市が群馬県ドローン普及協会と災害協定を締結しております。また、県内においても複数の自治体が災害時におけるドローン活用の災害協定を締結しております。本町においても、現在、災害対応におけるドローンの活用について、協定締結に向けた事務調整を進めているところでございます。なお、館林地区消防組合においては、既にドローンを配備し、活用しておりますので、今後、運用方法や活動事例など、情報収集等連携を図り、本町の災害時におけるより迅速な事務対応等強化に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 総務課長の答弁で調整を今進めているということで、よかったなと思いますし、消防署はもう既に取り組んでいるところなので、その実績を生かしていただけたらいいのかなと

思います。

この間新橋の測量で立ち会ったときに、ドローンを使った測量だったのですが、測量機械というのですか、それは話を聞くとすごく高価だと。3,000万とかしたかな。ただ、ドローン本体の価格は随分安価になってきていると思いますので、業者もこの先多分たくさん所有するようになると思いますから、ぜひ先端技術を災害対策に生かしていただけるといいかなと思います。

次は、教育関係の質問に行きたいと思います。2018年に大阪で、小学生が登校中に地震に遭遇し、学校の塀が倒壊して下敷きになり、お亡くなりになったという痛ましい事故がありました。その事故を受けまして、本町内の小中学校を点検した結果、東小学校の西側の塀が危険であるということが判明いたしまして、改修工事をした経緯がございます。あれから6年が経過いたしました。どれくらいの頻度で学校を含めた教育施設や通学路の安全確認や点検をしているのでしょうか。教育長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

橋本議員さんのお話とかぶるところがありますが、お答えしたいと思います。2018年6月18日、大阪府北部を震源とする地震により学校施設のブロック塀が倒壊し、それに挟まれた児童の子が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。この事故を受けまして、文科省から学校におけるブロック塀等の安全点検等についてという通達がありました。それで、学校の安全点検を実施することになりました。そこで、当時、各学校長に対して学校敷地内のブロック塀等を早急に点検するよう指示をしました。教育委員会の職員も、通学路の目視点検、あるいは学校敷地内にあるブロック塀等の詳細点検を実施いたしました。町内学校施設の中で、議員がおっしゃるとおり、東小学校の敷地西側にブロック塀がありましたので、建築基準法施行令に基づきまして、状態を確認いたしました。その後専門的な観点からも確認が必要であると判断しまして、建築基準法に見識のある1級建築士に調査を依頼したところでございます。その結果、建築基準法施行令に適合していない部分があるということが判明したために、一刻も早く改修すべきであると考えまして、夏休み期間でもありましたので、該当ブロック塀を早急に撤去し、法に適合したブロックの2段積みフェンスに改修いたしました。学校教育施設につきましては、平成14年度から平成22年度の間に耐震診断、耐震補強工事を実施済みでありまして、現在は3年に1度、建物構造安全性診断というのを行っております。通学路につきましては、事故当時、崩壊が心配された塀が数か所ありました。行政としては、個人の所有物に対して改修のお願いしかできないのです。強制権がありませんので、ご理解をいただきまして、危険が解消された箇所もあったという話を聞いております。現在、通学路の安全点検に関しましては、教育委員会の調査や各小学校の職員、保護者により毎年行ってしております。その結果、危険箇所と思われるところを精査し、関係所管と相談しながら、県教育委員会へ報告しているというのが現状です。令和6年度につき

ましては、5か所を危険箇所として報告済みとなっております。いずれも交通安全上の問題でありまして、塀の倒壊が心配される箇所ではございません。もちろん今後も関係所管と連携を図りながら、通学路における危険箇所の改善に努めていきたいと思っております。

なお、ブロック塀に替えまして生け垣を設置した場合の補助制度についてちょっとご紹介させていただければと思います。教育委員会ではなくて産業振興課の所管になるのですが、町内の樹木等の保護、育成や緑化推進を目的に生け垣を造成する方に対しまして必要経費の一部を助成する補助制度がございます。諸条件はあるのですが、交付額は1メートル当たり2,000円以内、5万円を上限に補助金が交付されますので、こちらの制度をご活用いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 教育長には生け垣の事業までご紹介いただきまして、ありがとうございます。令和6年度で5か所でしたか、危険箇所があったということで、民有地のというのですかね、通学路にはなかなか言いづらいと思います。言えないですから。今お話聞いていたら、教育施設は3年に1度の定期点検、通学路は毎年だということで、大変安心したところでございます。

私が3.11の東日本大震災のときに、先ほどの塀のところになるのですが、大谷石が結構崩れていたというのを見かけることがあったのです。それで、先ほどの通学路を鉄筋棒入りの塀に替えてとは言えませんので、ただそういう大谷石も地震の角度とかによって強度は違ってくると思うのですが、そういう知識というのでしょうか、それを子供たちとも共有していただければいいのかなと思いますので、よろしく願いできればと思います。

では、次の質問に行きたいと思っております。今年元旦の能登半島地震において、本町では群馬県からの要請を受けて、職員2名を人的支援としてかほく市に派遣いたしました。派遣された職員の方は、実際の被災地をその目で見て、被災現場の行政実務を実際に体験することで、たくさんの学びがあったと思われま。何事においても実際に経験してみないと分からないことは誰もが実感していることだと思います。

そこで、現場に行かれた2名の職員からは、町に対してどのような報告がなされたのでしょうか。町長にお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町から能登半島地震に対する群馬県対応支援チームの一員として、石川県かほく市へ住家被害認定調査の応援支援のため、税務会計課固定資産税係の職員を1月28日から2月3日まで1名、2月12日から2月17日まで1名の計2名を派遣いたしました。2名においては自ら手を挙げていただきまして、本人の意思で行ってきますということで、非常に私も感謝と感激をいたし

ました。本町では、令和元年度に台風19号が発生し、床上、床下浸水がありましたが、以降大きな災害はなく、そのため災害実務の経験は乏しいと言わざるを得ない状況であります。今回派遣した職員は、災害現場を一度も見たことのなかった職員であります。悲惨さを目の当たりにし、住民の方の苦勞に寄り添う被災地の職員の多大なる尽力を近くで見て学んでくることができたことは自身の大きな財産になったと話しておりました。今回派遣業務では、被災家屋の認定業務から生活再建に必須とされている罹災証明の発行業務、窓口業務などを経験することができ、本町において万が一災害が発生したしまった際には、被災建物の認定調査、罹災証明書の発行等必須となることから、被災後の調査に当たっての段取りの仕方、注意すべき内容、取り入れたほうが効率的に進められる工夫点を現地調査で培うことができ、本町の業務に反映できるとの報告がありました。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 今町長から答弁があったように、やっぱり行かれた職員の方というのは本当に多大な学びがあったのだと思うのです。私が議員になってからも被災現場に派遣されたというのは初めてだなと思っているので、その前もきつとなかった、今回が多分初めてなのではないかなと思うのですが、行かれた職員というのは行った先でほかの自治体から派遣された方と同じ仕事をして、思うことがそれぞれあって、その学びをそこで共有できたというのは、本当に今後の本町の災害対策にすごくいい経験というのでしょうかね、なったのかなと思っています。ところでございます。

では、最後の質問に行きたいと思います。今の質問の回答を受けた形にはなるのですがけれども、災害派遣の貴重な体験から半年がたちました。その経験を踏まえて、今後の施策にどのように生かしていくのか。または、半年が経過していることで、既に取り組んでいるということがあるようであれば併せてご答弁いただければなと思います。町長、よろしくをお願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど述べたとおり、能登半島地震での活動は住家被害認定調査であり、罹災証明の発行に必要なものであることから、被災された方々の生活再建に深く関わる重要な業務でありました。1日に14件から19件の調査を行う必要があり、建物被害認定調査システムがなければ調査は困難であったとの報告があり、本町において同様の被害が発生した際に住家被害認定調査を行うに当たって、建物被害認定調査システムの導入が必要であると考えており、既にシステム導入に向け準備を進めているところであります。また、被災自治体への派遣応援職員の育成、被災自治体となった際の応援職員などの受援体制の整備など、さらなる体制の強化を進めております。先ほど議員が述べたように、まずこの目で見るというのが先ほど私も印象にあったのですがけれども、私も東日本大震災をはじめ、まず現地まで行って、常総市の決壊もそうですけれども、この目で見てきました。

やはり現地に行って見ることによって、ボランティアもおこなってこようということで、当時の議員12名に呼びかけて、12名の議員と、7月だったと思うのですが、暑いさなかに行って、1泊2日でボランティアも行ってきました。やはり災害においては目で見るのが一番大切だなと。現地の状況、空気、そのようなことを見るのが大切だなと、こういうふうに私は考えました。

その中で、我々の町も団体との災害協定を、いろんな町民、1万1,000人近くいる町民、更には近隣との協定も含めてですけれども、災害協定を結び、町民のためにいろんな部分で災害協定を結ばせていただきました。これからも更に結んでいこうというふうに考えております。その数は約70を超えております。この近隣でも70を超えている自治体はまずないかなと。これも万が一、災害があっては困るのですけれども、70を超えた災害協定、迅速に動けるようにしていかななくてはならないという思いの中で、今70を超えた団体との災害協定を結ばせていただいております。これも町民の生命、財産を守るという強い信念の下、職員との協力の下に行動してきました。議員の皆様もたしか数年前に、台風19号の前だったと思うのですけれども、対策会議を数年前に立ち上げたと思います。強い意思の下、ぜひ皆さんも、議員の皆様は災害対策会議というのを設置してあると思うのです。そのようなことを考えていきますと、私も思うのですけれども、議員の皆様も議長を中心として、議員同士、議会同士で協定を結ぶこととか、何かそのようなことをいろんな部分で模索していく必要があるのかなと。これは余計なことで申し訳ないのですけれども、そのようなことも考える必要があるのではないですかねと思うのです。それには、なぜそういうことを言うかといいますと、ここにいる議員は町民の代表なのです。選ばれた議員ですから、やっぱり町民の生命、財産、傍聴者ではいけないわけです。ですから、町民の皆様立場に立つと。選ばれた方ですから、その辺を、自分がいち早く逃げるのではなくて、それも大事ですけれども、それを町民の生命、財産を守るという信念の下、議会は何ができるかということもいろんな部分で検討していただきたいと、こう考えています。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 町長、いろいろ多岐にわたり答弁いただいて、まずは派遣に対しては建物査定システムを入れられたということで、それが今回の学びからそういう施策につながったのかなと思います。災害協定も70を超えている。私も町長がよく災害協定しましたと上毛新聞に載るお姿は何回も拝見しているので、たくさん結んではいるだろうなとは思いましたけれども、70って本当にすごいなと思います。

それと、最後に、議会の注文というのでしょうか、私が一人でここで答弁はなかなかできないので、また議員全員で全協とかで議論していければいいのかなとは思っています。議会で災害対策会議をつくったのも四、五年前でございますので、これからどんどんブラッシュアップしていければいいのかなと思っております。

今年はまだ既に台風が2つ本土を直撃しておりますので、幸いにも本町は大きな被害がございませんでしたが、台風シーズンはこれからでございますので、私も含め町全体として十分な備えをしていただけたらと思います。

以上で橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で8番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまより午後1時まで暫時休憩といたします。

休 憩 （午前11時44分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（森 雅哉君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、6番、大澤議員の登壇を許可いたします。

6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回、質問数もかなり多くなっておりますので、端的に執行部の皆さんには答弁をいただけますようよろしくお願いいたします。今回は、町民の命を守る暑さ対策についてでございます。9月になりましたが、まだまだ暑い日が続いております。暑い中お仕事をされている皆様におかれましては、しっかりと水分補給などをして、熱中症にはお気をつけいただきたいなと思います。

近年では、気象変動の影響により、国内年平均気温は100年当たり1.3度の割合で上昇を続けており、特にこの気温上昇が私たちの生活にもたらす大きな影響として、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いていると報道されております。今後、このまま温暖化が進行すれば、熱中症による被害は更に拡大していくものと考えられます。全国有数の暑いまちとして有名となっている自治体に囲まれている本町にとっても、熱中症の予防対策を強化し、町民を熱中症から守る一層の取組みを推進していただくことが重要であると思います。

まずは、本町の状況についてお伺いをいたします。過去2年間における本町の猛暑日、真夏日の状況について、荻野総務課長、お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

過去2年間の本町における猛暑日、真夏日の状況でございますが、気象庁が天気予報で用いる予報用語において、猛暑日は最高気温が35度以上の日、真夏日については最高気温が30度以上の日となっております。過去2年間の状況でございますが、本町に一番近い館林地域気象観測所における最高気温においては、一部猛暑日と真夏日が重複する日がございますが、まず令和4年度におきましては、

猛暑日24日、真夏日67日、令和5年度においては、猛暑日42日、真夏日が91日でございます。なお、今年度におきましては、8月13日までのものとなりますが、猛暑日は27日、真夏日は56日であります。過去2年間のデータから推測いたしますと、9月中も高い気温の日が続くものと思われま

以上です。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） やはり猛暑日、真夏日、年々増加している傾向にあるなと思います。これだけ暑いと当然熱中症による救急搬送者数も増えるのかなというふうに思います。これについても、過去2年間における町内の熱中症による緊急搬送人員数の状況について、荻野総務課長にお聞きいたします。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

過去2年間の本町での熱中症による緊急搬送人員の状況でございますけれども、館林地区消防組合において、消防署のほうへ報告しております夏の季節における熱中症による緊急搬送人員の調査の数値で報告させていただきます。調査期間については、国が定めている期間となりますので、年度ごとに若干の違いがございますが、ご了承いただきたいと思います。令和4年度については、令和4年4月25日から10月2日までの間でございます。15人となっております。令和5年度につきましては、令和5年5月1日から10月1日までの間で8人となっております。参考までに、令和6年度につきましては、令和6年4月29日から8月13日までの数値となりますが、11人となっております。やはり先ほどの答弁同様、9月末までは暑い日が推測されますので、搬送者が増える心配がございます。各自熱中症対策に努めることが大切であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） 猛暑日とか真夏日の増加に伴って、緊急搬送の人員数というのも年々増えているのかなと思っていたところなのですが、先ほど総務課長の報告からいきますと、令和4年より5年、半分ぐらいということで、もちろん少ないほうがいいので、少なくてもいいのですけれども、結構これも報道によりますと、熱中症による搬送者の多くが自宅にいながらエアコンなどを使用せずに我慢している高齢者というのが多いというふうにも聞いております。この15人、8人、今年11人という緊急搬送者数を減らしていくために搬送の状況というのを分析していただいて、自宅にいたけれどもエアコンを使っていなかったのだとか、炎天下での作業だったのだとかということの分析が非常に重要だと思いますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に入ります。次は、熱中症警戒アラートについてお聞きいたします。近年の熱中症による

死亡者数の増加を抑制するため、国は令和3年度より熱中症警戒アラートを発表し、気温上昇時における運動や外出をできるだけ避けるよう啓発を行ってまいりました。また、令和6年度からは気候変動適応法の改正により、命と健康を守るための重要な情報として熱中症警戒情報、更に1段上げまして熱中症特別警戒情報として、この4月から運用が開始されているところであります。この制度開始以降、熱中症警戒アラートの発表件数について、保健福祉課佐藤係長にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 雅哉君） 佐藤健康推進係長。

○保健福祉課健康推進係長（佐藤陽子君） ご質問にお答えします。

熱中症警戒アラートにつきましては、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症の予防行動を取っていただくよう促すため、環境省と気象庁が発出している情報で、令和3年4月より全国を対象に運用が開始されました。しかし、今後、地球温暖化が進めば極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、法的裏づけのあるより積極的な熱中症対策を進めるため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が令和6年4月に全面施行され、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法律に位置づけられるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、1段上の熱中症特別警戒情報が創設されました。熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの運用期間は、4月第4水曜日から10月第4水曜日までとなっており、群馬県内で指定された13地点全てにおいて暑さ指数が33に達する場合に熱中症警戒アラートが発表されることとなっております。熱中症警戒アラートの発表件数でございますが、令和3年度は15回、令和4年度は13回、令和5年度は17回、令和6年度におきましては、法改正以降9月3日までの回数となりますが、20回発表されております。また、熱中症特別警戒アラートにつきましては、県内の13地点全てにおいて暑さ指数が35に達する場合に発表されるものですが、現時点においては群馬県だけでなく全国でも発表された地域はございません。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） ありがとうございます。かなり件数的にアラートの発表件数あるなというふうに感じております。法改正によって今後はこの警戒から、先ほど佐藤係長のほうからもお話がありました。観測地点で暑さ指数が35に達すると予想されるときに発表される特別警戒ということでの発表も増えてくるのかなというふうにも感じているところでございますが、この熱中症警戒情報等の発表について、どのように町民の皆様にごういう仕組みがあるよということの周知を行っているのか、保健福祉課佐藤係長にお伺いをいたします。

○議長（森 雅哉君） 佐藤健康推進係長。

○保健福祉課健康推進係長（佐藤陽子君） ご質問にお答えします。

熱中症警戒アラートの発表状況につきましては、気象庁の発表する気象情報と同様に、ニュースや天気予報等の多くの手段で知ることができます。また、国においては、熱中症警戒情報等の発表や暑さ指数の状況を広く周知するため、メールやLINEによる情報配信サービスを実施しております。このことから、町民の方により確実かつ早期に情報を把握していただくため、国のメール配信サービス等をご活用いただくよう、広報やホームページにて周知をしております。また、熱中症特別警戒アラートが発表された際につきましては、千代田町安全安心メール等で周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） ありがとうございます。熱中症警戒情報、発表を受けるだけでなく、町民の皆さんに周知、浸透されて、自らが今日はどうなのだろう、朝のニュースを見て、天気予報を見て、自分の行動変容に結びつけていくということが非常に重要なのだと思います。最後に佐藤係長おっしゃっていましたが、安全安心メール、また私は館林広域の防災情報メールから熱中症の情報がほとんど毎日送られてきているのですが、そういうところにしっかり登録をしていただいて、情報を取っていただける体制ができればいいのかなというふうに思います。新たな法制度の運用が開始されたことも契機に、さらなる熱中症対策強化についても引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、クーリングシェルターについてお聞きをいたします。熱中症特別警戒アラートが発表された場合、危険な暑さから避難するため、町内4施設をクーリングシェルターとして指定をいたしました。まずは、いち早く開設されましたことに、関係者、担当された職員の皆様には、準備や調整に大変ご苦労されたものと思ひます。大変ありがとうございます。事業が開始されたばかりであります、開設状況、また受入れの実績について佐藤係長にお伺ひをいたします。

○議長（森 雅哉君） 佐藤健康推進係長。

○保健福祉課健康推進係長（佐藤陽子君） ご質問にお答えします。

クーリングシェルターにつきましては、令和6年4月1日に全面施行されました改正機構変動法第21条の規定に基づき、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害の発生を防止するための施設として、町が指定することができることとなりました。これを受けまして本町におきましては、役場庁舎、山屋記念図書館、総合保健福祉センター、陽だまり交流館の4施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒情報が発表された場合に一般に開放することとしております。現時点におきましては、先ほど申し上げましたように、熱中症特別警戒情報は発表されておりませんので、クーリングシェルターとしての受入れ実績はございません。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番(大澤成樹君)登壇]

○6番(大澤成樹君) ありがとうございます。4施設指定をしたということでございますが、まだ熱中症の特別警戒アラートが発出されていないという中で実績はないということでございました。ただ、山屋図書館なり役場のほうの職員の方にお聞きをしますと、この暑い中において山屋図書館で朝から新聞を読まれている方がいるだとか、役場の1階のテレビのあるロビーのところでお休みになられている方、特に何かに用事があって来たわけでもなくあそこのところでお休みになられている方がいるというようなお話も職員の方からお聞きをしておりますので、一定数暑い中において涼を求めていらっしゃる方はいるのかなというふうには思っております。今後も特別警戒アラートが発出するようなこともあるのだろうと私は年々暑くなっていくという中においてはあると思っておりますので、この取組みについては今後もっと大きな成果が出てくるものというふうに思っておりますし、熱中症から逃れるための施設の重要性ということについても改めて設置の必要性を確認をさせていただいたところでございます。

次に、こちら周知についてというお話になりますが、熱中症の情報提供については、最もリスクの高い高齢者にいかに的確に情報を伝え、熱中症を起こしにくい行動を促すかが重要になってくるのだろうと思います。先ほどもメールやLINE等を活用した情報発信ということのお話でしたが、なかなかデジタルを得意としない高齢者に本当に必要な情報が的確、迅速に伝わっているのかということが懸念されます。その辺につきまして、どのように本町では周知を行っているのか佐藤係長にお伺いをいたします。

○議長(森 雅哉君) 佐藤健康推進係長。

○保健福祉課健康推進係長(佐藤陽子君) ご質問にお答えします。

高齢者への周知といたしましては、町の広報紙において周知をしているほか、クーリングシェルターであることが分かるよう指定施設に案内表示をしております。また、地域包括支援センター等関係部署と連携を図りながら、高齢者の教室や訪問等の機会を利用し、熱中症予防対策と併せて広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(森 雅哉君) 6番、大澤議員。

[6番(大澤成樹君)登壇]

○6番(大澤成樹君) ありがとうございます。熱中症警戒アラートが発表されるたびに防災行政無線の活用や、先ほどちょっと佐藤係長のほうからお話ありましたが、各種高齢者教室なんかにおいて情報の取り方とか、こういうシェルターを町がやっているよということのご案内なんかもしているような自治体もあるようでございます。様々な方法を使って、一人でも多くの町民の皆様へ情報を提供していかなければいけないのだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、本町から熱中症患者をできるだけ出さないためには誰でも暑さから逃れることのできる環境

整備、どこに行ってもクーリングシェルターを利用できるよう受入れ施設の拡大も必要ではないかなと思っております。本年度は4公共施設を指定しておりますが、次年度以降民間施設も含めて指定についてどのように取り組んでいくのか、今後の動向について佐藤係長にお聞きをします。

○議長（森 雅哉君） 佐藤健康推進係長。

○保健福祉課健康推進係長（佐藤陽子君） ご質問にお答えします。

クーリングシェルターは、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定しております。今後につきましては、公共施設だけでなく、ご協力いただける民間施設を広く募集し、クーリングシェルターに関する協定を締結するなどして順次拡大していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） そうなのですね。民間と協定を締結して、次年度以降は公共施設だけでなく民間の施設へもということのご答弁いただきました。ありがとうございます。熱中症の危険を感じたときに一時避難する場所としては、地域によって最寄りの施設までの距離にばらつきがあり、クーリングシェルターとして運用していくには4施設だけでは不足感は否めないのかなというふうにも感じております。それだけに、クーリングシェルター指定の拡大も図っていくことで、熱中症対策の強化にもつながると思います。今後の取組みに期待します。

次に、学校現場における対策についてお聞きしますが、マニュアルについては、2018年の大谷議員の一般質問の中で、こども園、小中学校については、環境省の作成したマニュアル、また町独自のマニュアルが作成されていると。それを運用しているということのお話を伺っておりますので、マニュアルがあるという前提の下で、そのマニュアルに基づいて、熱中症警戒アラート発令時、特に体育であるとか行事、部活動等屋外で行われるものについての対応について教育長にお伺いをいたします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 熱中症対策につきましては、園長会議等、校長会で過日再度お願いしたばかりなので、タイムリーなお話になるかなと思います。マニュアルにつきましては省いてよろしいということなので、出たときにどうするかという対応についてだけお話をさせていただきたいと思えます。

まず、こども園なのですけれども、熱中症を防ごうというのがマニュアルの中にありまして、例えば帽子の着用、水筒を持参させての小まめな水分補給、室内の温度管理等について、全職員の共通理解の下、動くことになっております。マニュアルの説明みたいになってしまうのですけれども、症状によって園内で対応できるか、駄目だったら医療につなぐか、救急搬送するかというので、園でも各

学校でもそんな形になっております。毎日暑さ指数を測定する、そういうWBG T、W e t B u l b G l o b e T e m p e r a t u r eという、そういう機械があるのですけれども、それが31度以上のときは屋外の活動を原則中止というふうにさせていただいております。その機械につきましては、また説明すると長くなってしまいますので、温度だけではなくて湿度とか日射、輻射などの周辺の熱環境とか気温とかそういう要素を取り入れて、これ以上は危険だというのを示す機械になっておりますので、それにのっとなって31度を超えると運動は原則中止というふうに推奨しております。

小学校でも同様の感じなのですけれども、学校危機管理マニュアルの中に緊急時救急対応マニュアルというのを作成しております、その中にこども園と同様なことが書いてあります。予防としましては、同じようなことになってしまうのですけれども、必ず水分補給というのは欠かせないことですので、そこは外せないということでやっております。それから、運動してはいけないという基準を超えたときは校内放送が流れまして、外で遊んではいけませんみたいな校内放送が流れるのですけれども、その放送が流れると子供たちから、ああという悲鳴が聞こえるというのが日々になっております。

最後に、中学校なのですけれども、今日の午前中も体育祭の練習をしていました。今日も暑いのになと思ったのですけれども、自分の車の外気温を見ましたら30度前後だったので、いつもよりも涼しいのだというふうに思ったのですけれども、中学校もマニュアルを作成しておりますので、それにのっとなって動いております。中学校の場合は、機械を部活ごとに測るということで、場所によっても指数が違いますので、それによって暑さ指数などを計測して活動を決めているというのが現状です。小中学校とも熱中症が疑われる場合の対応としましては、基本的には環境省のマニュアルに基づいた応急処置で行われているというのが現状になっております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） ありがとうございます。暑さ指数を基に活動の休止、延期、見直し、検討するなど、園児、児童生徒の安全確保を最優先として、日頃から教育長が指導していただいているのかなというふうに思います。教育長の話の中にもありましたが、小まめな水分摂取、体調管理に今後も十分配慮していただいて、お願いをしたいと思います。

次に、中学校の体育館に配備されました移動式のスポットクーラーについて、これが議会の予算要望を認めていただくような形の中で4台設置されたのかなというふうに思いますが、本年度、よりいいエアコンが設置されるということになっております。この4台のスポットクーラーの今後の活用方法について教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えしたいと思います。

中学校の移動式エアコンにつきましては、大澤議員がおっしゃるとおり、昨年度、企業版ふるさと納税を財源に、体育館に4台配置させていただきました。中学校の体育館は、全校集会とか式典、体育の授業はもちろんなのですが、部活動としてバドミントン部が使用しております。体育館へ配備後、6月下旬より使用を開始しておりますけれども、熱中症対策には大いに役立っているかなというふうに思っております。昨年度は体育の授業を見に行ったのですが、物すごく暑い中で立っていても汗が流れるような体育館だったのですが、涼しい中でできるようになってありがたいなというふうに思っております。

バドミントン部なのですが、空調も、羽根が左右されるということで、練習中は使っていないのですが、休憩時間に涼を取るといって、大いに活躍しております。

それから、4台配置された移動式エアコンのうち1台なのですが、武道館の出入口に設置して、剣道部の部活動において使用しております。町内の小中学校の体育館には、この夏休みを利用して、固定式エアコンの設置工事を実施いたしました。当面は、中学校の活動用途に応じて移動式と固定式両方のエアコンを併用しながら使用したいというふうに考えております。

また、移動式エアコンにつきましては、動力が電気だけではなくて有事への対応として発電機も2台導入しております。この発電機はハイブリッド式の発電機で、停電等のことも考えまして、ガソリンとガス、この2種類の動力で稼働することができますので、有事の際には避難所でも活躍してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） ありがとうございます。このスポットクーラー導入するときに、設置型エアコンというのは体育館全体を一気に冷やすことができる。移動式のスポットクーラーというのは、どっちかというと局所的に涼を求める、そんなふうに使っていただければいいなということで森田事務局長から説明を聞いたような記憶があります。1台については武道館で使っているということで、部活動で町民体育館なんかも使っているのかなと思ひまして、見に行ったところ、扇風機で部活動をやられているのかなというふうにも感じられて、体育館はやや涼しい状況にあるのだけれども、町民体育館で部活動ということになって、今日何だい、町体育館は暑いなんていうことにもなるのかなとちょっと感じております。そのときの森田事務局長の答弁の中で、大がかりなコンセント工事は要らなくて軽微な、簡単な工事でスポットクーラーって使えるようになるのだというような説明も受けたような気がしております。柔軟な対応の中で考えていただければありがたいなと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。町を挙げての全体の取組みということについてお聞きをいたします。熱中症を予防するために、町民一人一人が健康被害に関する知識を深めるとともに、実際に危機意識を持った行動の拡大を図っていくことが重要であろうと思います。町民、事業者、

行政がそれぞれの役割を認識しながら、全庁挙げた計画的な取組みを進めていくことで効果がより大きくなるものと思います。熱中症への対応を徹底するための職員研修等の実施についての考えを保健福祉課佐藤係長にお聞きいたします。

○議長（森 雅哉君） 佐藤健康推進係長。

○保健福祉課健康推進係長（佐藤陽子君） ご質問にお答えします。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことはできます。今後につきましては、役場職員として緊急の事態に遭遇した際に適切な対応ができるよう、心肺蘇生法やAEDの使用方法等の救命講習と併せた形で熱中症対応に関する研修会を開催できるよう調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 6番、大澤議員。

[6番（大澤成樹君）登壇]

○6番（大澤成樹君） ありがとうございます。クーリングシェルターの取組みもそうなのですが、暑い本町として近隣自治体の模範となるよう、また町民の皆さんの熱中症対策を率先して担えるよう、今後も研修等によって人材の育成に努めていただきたいと思います。

今回、町民の命を守る暑さ対策ということで質問させていただいたわけですが、具体的な対策、今後の取組みなど確認をさせていただきました。暑さ対策のキーワードとして、対策の強化、そして周知、啓発、連携、協力、そして一人一人が当事者意識を持つことが大切であり、重要であろうかと思っております。今後も熱中症対策にしっかりと取り組んでいただけますようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で6番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日5日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時38分）

令和6年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年9月5日（木）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 3号 令和5年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度千代田町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 3 議案第27号 千代田町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第28号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第29号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第30号 令和6年度千代田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第31号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第32号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第33号 令和6年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第34号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 同意第 5号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 認定第 1号 令和5年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第 2号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第 3号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第 4号 令和5年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第 5号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君

7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君
副	町	宗	川	正	樹	君
教	育	田	島	育	子	君
総	務	荻	野	俊	行	君
総	合	須	永	洋	子	君
会	計	茂	木	久	史	君
税	務	高	田	充	之	君
住	民	大	谷	菜	穂	子
保	健					
介	護					
保	險					
係	長					
産	業	大	谷	英	希	君
振	興					
課	長					
兼						
農	業					
委	員					
会	長					
事	務					
局	長					
建	設	坂	部	三	男	君
下	水					
道	課					
長						
都	市	大	川	智	之	君
整	備					
課	長					
教	育	森	田	晃	央	君
委	員					
会	長					
事	務					
局	長					
監	査	森	田	和	信	君
委	員					
農	業	蛭	間	泰	四	郎
委	員					
会	長					

○職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	下	山	智	徳
書				池	上	大	貴
書				鈴	木	貴	士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(森 雅哉君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第11まで議了し、日程第12から日程第16までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 令和5年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 皆さん、おはようございます。報告第3号 令和5年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率については、算定すべき4つの比率のうち、実質公債比率が前年度より0.5ポイント上がり、5.9%となりましたが、基準を下回っております。そのほかの比率については、各会計が黒字だったこと等により算定されておられません。

また、資金不足比率についても、下水道事業特別会計において資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、早期健全化基準を超える比率はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 荻野課長。

○総務課長（荻野俊行君） それでは、報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表しなければならないと定められておりますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに令和5年度決算の状況につきまして報告するものでございます。

お手元の報告第3号をご覧いただきたいと思っております。めくっていただきまして、まず上の表になりますが、令和5年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあります。表の右の欄には、それぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化団体、財政悪化の兆しがある団体となり、財政健全化計画を策定し、改善を図ることとなります。本町におきましては、全て基準内でございます。また、下の表の特別会計における令和5年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を作成することとなります。こちらにつきましても、本町は基準内でございます。

なお、各指標につきましては、標準財政規模に対する割合として算定されますが、この算定に使われる標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模を表すものとなります。

それでは、各指標につきましてご説明申し上げます。まず、実質赤字比率についてですが、この比率は標準財政規模に対する一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであります。令和5年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率ですが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものとなります。令和5年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3番目の実質公債費比率ですが、この比率は3か年の平均で表すものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めまして、標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、令和3年度は4.9%、令和4年度は6.9%、令和5年度は5.8%で、3か年を平均しますと、表にございます5.9%で、前年度より0.5ポイントの増となりました。この増となった要因としましては、標準財政規模、こちらの臨時財政対策債の減少が主な原因でございます。

続きまして、4番目の将来負担比率ですが、この比率は町の各会計における借入金の返済をはじめ一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財

政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものであります。令和5年度決算では、将来の負担見込額に対しまして、充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の令和5年度資金不足比率ですが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであります。本町では下水道事業特別会計のみが対象となっております。令和5年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る8月5日に町監査委員の審査を受け、ご承認をいただきましたので、その意見書を報告書に添付してございます。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方への公表を行い、本町の財政の健全化をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 以上で報告を終わります。

○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第2、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、非常用発電装置更新移設工事費を追加し、工事発注を速やかに行うため、加えて新型コロナワクチン接種事業を実施する体制を速やかに整えるため、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度千代田町一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,442万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,759万1,000円といたしました。

歳入については、諸収入、雑入に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として1,942万2,000円を、町債、消防費には4,500万円をそれぞれ追加いたしました。

歳出では、保健衛生費、予防費の予防接種事業に新型コロナワクチン接種に係る事業費を追加いた

しました。これは、65歳以上の方の接種費用を支援するものです。あわせて、重症化リスクの高い妊婦や受験等を控える中学3年、高校3年生相当年齢の方に接種費用を助成することで、万全な体調で臨めるよう支援するものであります。

消防費では、非常用発電装置更新移設工事において、燃料タンク容量等の変更が生じたため、費用を追加するものです。

また、事業費に対して、歳入が1,320万6,000円不足することから、歳出の予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対意見はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されました。

○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第3、議案第27号 千代田町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第27号 千代田町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、各種法令に基づき、議会、町、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び農業委員会の事務部局に勤務する職員の定数について定めるものであります。

令和6年4月の機構改革に伴い、東西こども園については、町の事務部局である健康子ども課から教育委員会の事務部局へ移管しましたが、本条例の別表に掲げる定数についての改正が漏れており、条例に規定する教育委員会の事務部局の職員の数値を実人数が超過している状態にあります。

つきましては、別表に掲げる町の事務部局の職員数を減らし、減らした同数を教育委員会の事務部局の職員数に加えた数に改める改正を行うとともに、本条例全般を精査し、条項の整備を行うための改正であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 千代田町職員定数条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第4、議案第28号 千代田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第28号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和6年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されました。

千代田町税条例においても所要の改正を行う必要が生じ、4月の臨時議会において専決処分の内容

を報告し、承認をいただきました。今回の議案においては、4月施行ではない条文について議案として提出するものです。

主な改正内容として、個人住民税では、公益信託の見直しによる所得税法の規程の見直しに伴う寄附金の控除の改正となります。

固定資産税では、私立学校法の改正に伴い、学校法人その他一定の法人が、直接保育または教育の用に供する固定資産税等について、非課税規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、条項ずれを反映させる改正を行うものであります。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木税務会計課長。

○税務会計課長（茂木久史君） それでは、議案第28号 千代田町税条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、それぞれ令和6年3月30日に公布され、同年4月1日施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、改正を行うものでございます。

お手元に議案第28号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりご説明させていただきます。下線の箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。第34条の7寄附金税額控除の改正となります。こちらは、公益信託の見直しによる所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備になります。

まず、所得税法第78条第3項で規定されていた特定寄附金は、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、当該市町村の条例で定めるものを支出した場合には、そのものの調整控除後の所得割額から控除されております。この公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、寄附金控除が認められる所得税法第78条第3項が削除され、同第78条第2項第4号が新設されました。

内容としては、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除の対象とするものでございます。

改正部分を見てもみますと、納税義務者が支出した対象に、第9号として、「所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金」と改正され、これまで所得税法第78条第3項において用いられておりました、「金銭」という用語が「寄附金」に変わったことに伴い、第1項本文中の「金銭」も削除されていることが分かるかと思えます。この寄附金については、所得税法の改正に伴って整備されたものとなります。

なお、こちらについては、公益信託に関する法律、こちらは令和6年法律第30号の施行日の属する年の翌年の1月1日施行となります。

公益信託に関する法律については、令和6年5月に成立し、公布されました。この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとあり、同法の施行期日について、公布後2年以内において政令で定める日とあるため、令和8年度以降が予定されております。

続きまして、第36条の2町民税の申告の改正でございます。ページ1枚目から改正内容2ページの上段となります。こちらについては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル化社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の公布がされました。いわゆるマイナンバー法の改正も含まれており、条文に項ずれが発生します。その項ずれを修正するものであります。税条例上の変更は特にございません。

次に、第56条となります。第56条については、学校法人その他一定の法人が直接保育または教育の用に供する固定資産等について、非課税規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めております。今回私立学校法の改正に伴い、条文中の私立学校の条項ずれを反映させるものであり、条文の内容には実質的な変更はございません。

なお、施行日については、私立学校等の一部を改正する法律の施行日であります、令和7年4月1日となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例の改正に伴う改正となります。法人町民税に関する内容で、条例の附則第4条の2が削られております。この規定については、個人が公益法人等に財産を寄附した場合において、寄附財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由が生じて承認が取り消された場合には、特例として、課税する対象者を寄附者個人ではなく、承認取消しとなる譲渡を行った公益法人を個人とみなして、個人住民税の所得割を課税するものとされております。

租税特別措置法第40条第3項で、公益法人等による国または地方公共団体に対して財産の贈与または遺贈があった場合に、公益目的事業の用に直接供さなくなった事実が生じた場合には、国税庁長官が承認を取り消すことができるとされております。この場合は、当該公益法人等を当該贈与または遺贈を行った個人とみなして、制令で定めるところにより、これに該当資産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る所得税を課すると規定がされております。

今回削除となる附則第4条の2の規定は、公益法人を個人とみなして、個人住民税の所得割を課するという、単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除するものとなります。

なお、施行日については、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行日の属する年の翌

年の1月1日とあります。公益信託に関する法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲において制令で定める日から施行するとされており、施行期日は公布後2年以内に制令で定める日とありますので、具体的には令和8年以降が予定されております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第5、議案第29号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第29号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定介護予防支援事業及び地域包括支援センターの人員、運営及び支援の方法に関する基準を定めている当該条例を改正するものであります。

先般、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が、令和6年4月1日付で施行されたことから、改正省令に準じた条例の所要の改正を行うものでありますが、本町においては該当しない改正となります。

改正の主な内容ですが、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、現行の地域包括支援センターの職員の員数について、常勤換算方法によることを可能とし、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの設置基準を満たすものとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第6、議案第30号 令和6年度千代田町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第30号 令和6年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、提

案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,267万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,026万1,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方特例交付金や地方交付税の交付金額の確定により追加し、そして児童手当法改定による支給拡充により、国庫補助金や県支出金を追加いたします。

寄附金では、ふるさと応援寄附金が好調のため、増収見込額を追加し、繰入金においては介護保険特別会計の決算に伴う余剰金の精算繰戻し額を追加いたします。

次に、歳出では、総務費において、前年度剰余金の確定などに伴い、財政調整基金へ積立てを行い、また中学校建て替えに伴う基本計画策定業務に充てるため、義務教育施設改築基金積立金の減額を行うとともに、ふるさと応援寄附金の謝礼等を追加いたします。

民生費では、児童手当法改定による児童手当費を追加いたします。

衛生費では、ごみ収集所整備補助金を追加し、農林水産業費では、加工用米の取組み推進のため、稲作近代化推進事業を廃止し、水田農業推進総合事業補助金へ組み替えを行います。

土木費では、都市計画道路延伸事業に係る設計委託料と工事費について追加いたします。

消防費では、災害対策事業として、災害用電動簡易トイレ購入に伴う備品購入費や消耗品費を追加いたします。

教育費においては、中学校建て替えに係る基本計画策定業務委託料を追加いたします。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） 議案第30号につきまして、詳細説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明があったとおりでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、6ページ、7ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。6ページ、7ページをお願いします。左側、起債の目的欄にあります緊急防災・減災事業債について、温水プールの小体育館エアコン設置事業を借入れ対象にしたことから、7ページの補正後の限度額に変更いたします。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。11ページ、12ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては右側、説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。9款1項1目地方特例交付金ですが、これは住宅取得控除や定額減税の減収分の交付金として、交付額が確定しましたので、差額を追加いたします。

10款1項1目地方交付税ですが、普通交付税の交付額が決定しましたので、差額について追加いた

します。また、今年度の普通交付税の額は、昨年度と比べまして9,484万9,000円の減となりました。これは、地方特例交付金の増額など、基準財政収入額が増加したことにより減額となったものでございます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、3節障害者自立支援給付費負担金では、16万1,000円を追加いたします。これは、重度訪問介護扶助費1名分の追加による国庫負担分となります。

4節児童手当交付金では、児童手当法改定により拡充される費用についての国庫負担金3,060万円を追加いたします。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度補助金では、92万4,000円を追加いたします。これは、戸籍法の改定により、戸籍に振り仮名が記載される事務に係る費用となります。

13ページ、14ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節子ども・子育て支援交付金国庫補助金では、児童手当法改定に伴う事務に係る費用となります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金、3節障害者自立支援負担金では、重度訪問介護扶助費に係る県負担金となります。5節児童手当県負担金では、児童手当法改定に伴う県負担金となります。

2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金の地域少子化対策重点推進交付金では、少子化対策として、結婚支援事業費の交付金として交付額が確定したことから追加するものです。

15ページ、16ページをお願いいたします。16款財産収入、1項2目利子及び配当金についてですが、これは各種基金の運用収入額を追加するものです。

17款寄附金、1項3目ふるさと応援寄附金では、寄附金見込額を追加するとともに、企業版ふるさと納税の見込額も追加いたします。

18款繰入金、1項3目介護保険特別会計繰入金では、介護保険特別会計において、前年度決算に伴い、余剰金精算による繰戻し額を追加するものです。

17ページ、18ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金では、一般会計の前年度の余剰金が確定したことから、4億4万5,000円を追加いたします。

21款町債、1項6目教育費、教育債の緊急防災・減災事業債では、温水プールの小体育館エアコン設置事業が対象経費となったことから追加するものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。次に、歳出についてご説明いたします。それでは、歳出の主なものにつきまして、右側、説明欄を基にご説明いたします。

初めに、2款総務費、1項1目一般管理費についてですが、こちらの財源補正では、児童手当事務に係る経費のうち時間外手当について国庫補助金を充当するものでございます。

3目会計管理費では、諸証明発行における窓口キャッシュレス化対応事業における各種経費となっております。また、決済端末を、備品購入ではなく、使用料に組換えを行うものでございます。

次に、4目財産管理費の1つ目の丸、一般経費ですが、こちらは群馬電子入札共同システムの負担金に当たる協議会負担金ですが、本年度の金額が確定したことから、減額するものです。

2つ目の丸、基金積立金ですが、こちらは各種基金の運用収入額を追加するとともに、財政調整基金積立金では、地方財政法の規定により、前年繰越しのうち2分の1以上に当たる額と合わせて2億9,001万9,000円を積立て、義務教育施設改築基金積立金については、中学校建て替えに係る基本計画策定業務の費用に充当するため3,300万円を減額いたします。

次に、5目企画費では、21ページ、22ページをお願いいたします。1つ目の丸の情報システム事業のうち情報システム管理事業では職員用パソコンやネットワーク機器を、基幹系システム管理事業では収納業務で使用するOCR関連機器を、それぞれ保守期間終了等に伴い、追加するものです。

7目防犯対策費では、財源補正としまして、企業版ふるさと納税の歳入を、当初予算にありました防災カメラ設置工事に係る費用に充当するものです。

9目自治振興費では、行政区活動交付金を追加するものです。これは、交付金の積算に外国人を含めたことによる増額分でございます。

11目まち・ひと・しごと創生事業費では、ふるさと応援寄附金の謝礼や郵送料、手数料を追加いたします。また、利根川新橋建設促進事業では、太田市、熊谷市、大泉町合同で行われる刀水橋花火大会において、訪れる住民などに、利根川新橋を広く周知することで共通課題として認識してもらい、新橋の早期実現に向けたPRとするため、広告料を100万円追加するものです。

23、24ページをお願いします。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費では、歳入の国庫補助金のところでも説明いたしましたが、戸籍法の改定により、戸籍に振り仮名が記載される事務に係る電算業務の委託料を追加いたします。

3款の民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、重度訪問介護扶助費1名分を追加いたします。

25ページ、26ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費ですが、歳入でも説明しました、児童手当法改定に伴う事務に係る費用となります。また、令和5年度の子ども・子育て支援交付事業実績に伴い、国、県への精算返還金を追加いたします。

2目児童措置費では、同様に、児童手当法改定に伴う児童手当費を追加いたします。

4目児童福祉施設費では、ページの下段から次の27、28ページにかけまして、東西こども園の清掃手数料、これは保育施設の天窓など高所の清掃のための費用になります。また、施設補修工事費では、西こども園の駐車場区画線の引き直しを行うものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、住民生活課所有の車両の修繕料を追加いたします。

2項清掃費、1目塵芥処理費では、生ごみ処理機購入費補助金を追加し、次の29、30ページにかけまして、ごみ収集所補助金を追加いたします。

6 款農林水産費、1 項農業費、3 目農業振興費では、加工米の取組み推進のため、稲作近代化推進事業を廃止し、水田農業推進総合事業補助金へ組み替えを行います。

5 目農地費では、2 つ目の丸、小規模農村整備事業として、舞木地内幡之宮地区の整備実施に伴う調査設計委託料を追加いたします。

3 つ目の丸、農地整備事業では、次の31、32ページにかけまして、統合堰非常用発電装置の整備のため、電気設備保守点検委託料を追加いたします。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費では、1 つ目の丸、道路新設改良整備事業では、福島地内の道路拡張に係る工作物等移転補償費を追加いたします。2 つ目の丸、市町村道路整備事業では、都市計画道路延伸事業における交差点協議による修正設計を追加するとともに、舗装工事に係る工事請負費を1 億3,100万円追加いたします。

33ページ、34ページをお願いいたします。9 款消防費、1 項4 目災害対策費では、災害用電動簡易トイレ購入に伴う消耗品や備品購入費を追加いたします。また、防災行政無線管理事業では、Jアラート安定稼働のため、衛星アンテナを新たに設置するものです。

35ページ、36ページをお願いいたします。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費では、中学校建て替えに係る基本計画業務委託料として3,406万5,000円を追加いたします。

4 目教育研究所費では、外国にルーツを持つ児童生徒の増加により、日本語習得のため講師が必要となったため、講師謝礼を追加いたします。

5 目教育振興費では、2 つ目の丸、ちよだ教育の日事業として、書道パフォーマンス、e スポーツ体験、コンサートなどのイベント事業に係る各種経費を追加いたします。

37ページ、38ページをお願いいたします。4 項社会教育費、1 目社会教育総務費では、コスメ・ニスト千代田町プラザにおいて、会計年度任用職員の人件費を追加いたします。

5 項保健体育費、2 目体育施設費では、町民体育館周りの高木の剪定手数料を追加いたします。

3 目総合体育館温水プール費では、歳入でもご説明いたしましたが、温水プール小体育館エアコン設置事業が緊急防災・減災事業債対象経費となったことから、財源補正するものです。

4 目給食センター費では、老朽化した備品、経年劣化となった床の補修費を追加いたします。

39ページ、40ページをお願いいたします。最後に、14 款予備費、1 項予備費、1 目予備費を156万9,000円追加し、収支の均衡を図るものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 1 点だけお伺いいたします。

20ページの学校教育施設改善基金取崩しということで3,300万円とありまして、基本計画業務ということで、中学校の建て替えに伴うものという説明があったのですが、その基本計画がどういうものなのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

こちらの基金取崩しにつきましては、歳出の項目で、業務委託料として3,406万ということで計上させていただいた次第でございます。8月21日の全協にて関係書類は提出をさせていただいたのですが、中学校の建て替えに向けての基本計画の策定業務という内容でございます。

この施設の整備に当たりましては、今後関連事業といたしまして、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、この4段階の段階を踏みまして建築に当たるのですが、まず基本構想は、施設設置の必要性を大まかに把握するものでございまして、現在こちらの基本構想につきましては、群馬県建設技術センターに業務を委託し、現在策定中でございます。今回の補正に当たりましては、業務委託する内容としますと、この基本計画といいますのは、施設の整備計画方針の詳細を決定するものでございます。この基本計画は、設計に直結する。設計といいますと図面を描く段階ですが、その設計に直結する計画となっております。

内容といたしましては、まず法律等の各種制限の確認をさせていただきます。内容といたしましては、建物を建てるに当たりましては、開発行為であったりですとか、事業認可等の適合すべき法律等を洗い出す必要がございますので、その確認。その申請を上げる必要書類あるいは時期、それを把握するものでございます。

2つ目といたしましては、整備計画方針の決定ということでありまして、内容につきましては、建築費、場合によっては仮設費、引っ越し費、外構費などの詳細を算出するものでございます。更に、中学校の建て替えの部分に関しましても、子供たちの意向といいますか、保護者アンケートは既に終わっておりますけれども、子供たちにどんな学校がいいかという部分の合意形成を図りながら、それを計画に盛り込んでいくという内容となります。

3つ目といたしましては、整備計画方針に合ったプランニング。内容といたしますと、建築費、仮設費等々は試算しますけれども、実際にそれを工事に当たった際の全体的な工期、工程等を洗い出すものでございます。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

○10番（柿沼英己君） 在り方委員会ができて協議中ということですが、基本計画、コストとか、そういういろんな面で任意はあるわけですが、そういった中で早々とやっていくということですが、いずれにしてもしっかりと議論をわきまえてやっていただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 令和6年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第7、議案第31号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第31号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,477万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,149万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、前年度決算の確定に伴い、7款の繰越金を増額し、8款の諸収入において、前年度保険給付費等交付金、普通交付金の余剰金を追加します。

歳出では、3款の国民健康保険事業費納付金の医療給付費分が決定したため、不足分を追加するほか、6款の基金積立金では前年度決算額が黒字であったことから、追加するものであります。

また、8款の諸支出金においては、前年度補助金等の交付確定に伴い、保険給付費等交付金、償還金及び県支出金等精算返還金を追加します。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第8、議案第32号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第32号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,115万5,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては、3款の繰越金では、令和5年度の繰越金の確定により減額いたします。

次に、歳出ですが、4款の予備費を減額し、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第9、議案第33号 令和6年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第33号 令和6年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,711万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,575万1,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、国庫支出金の介護給付費、財政調整交付金の交付決定等に基づき減額し、前年度決算の確定に伴い、繰越金を追加するものであります。

また、歳出については、保険給付費及び地域支援事業費は国庫支出金の減額に伴い財源補正し、前年度繰越金より基金積立金の追加をいたします。

諸支出金ですが、前年度の国庫支出金等に係る精算返還金及び前年度決算の確定に伴い、一般会計への繰出金を追加するものであります。

詳細については、保健福祉課介護保険係長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 大谷介護保険係長。

○保健福祉課介護保険係長（大谷菜穂子君） それでは、議案第33号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。まず、歳入ですが、3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、介護給付費財政調整交付金の交付決定に基づきまして減額いたします。

5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金では、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止及び地域支援事業を充実し、介護予防を図ることを目的に措置される交付金でございますが、それぞれ交付内示を受け、追加するものでございます。

6款1項財産運用収入では、介護保険基金預金利子の見込額を追加いたします。

8款1項繰越金につきましては、前年度決算の剰余金額が確定しまして、追加するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、2款1項介護サービス等諸費から飛びまして、13ページ、14ページの2款6項の高額医療合算介護サービス等費までの各項目につきましては、介護給付費財政調整交付金が減額になりましたことから、それぞれ必要な財源補正を行うものでございます。

15ページ、16ページをお開き願います。4款地域支援事業費の1項1目及び3項1目につきましては、介護保険保険者努力支援交付金及び保険者機能強化推進交付金を追加することから、財源補正するものとなっております。

5款1項1目基金積立金につきましては、介護保険料等の収入の剰余分を介護給付費準備基金に積立とするものでございます。

17ページ、18ページをお開きいただきまして、7款諸支出金、1項1目還付加算金では、第1号被保険者保険料の還付金の増加が見込まれ、また2目の償還金では、前年度分の国庫支出金等に係る精算返還金をそれぞれ追加いたします。

3項1目他会計繰出金では、前年度決算の確定に伴いまして、一般会計繰入金の剰余分を繰り戻すため追加するものでございます。

8款1項の予備費につきましては、歳入と歳出の均衡を図るため、追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 令和6年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第10、議案第34号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第34号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、第2条の収益的収入及び支出において、収益的収入の既決予定額に3,173万8,000円を追加し、補正後の予算額を2億2,582万円とし、また収益的支出の既決予定額に1,164万6,000円を追加し、補正後の予算額を1億9,881万7,000円とするものであります。

第3条では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源財源の金額について改め、第4条では、特例的収入及び支出額について改めるものであります。

最後に、第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります職員給与費に5万1,000円を追加いたします。

詳細については建設下水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） 議案第34号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の2ページをご覧ください。こちらは補正予算の実施計画となっておりますので、こちらの説明書が13ページと14ページがございますので、こちらをご覧くださいと思います。

初めに、収益的収入でございますが、1款2項3目補助金に、町の公共下水道接続促進補助金20件分に対する国からの社会資本整備総合交付金として500万円、県費補助金として200万円を追加いたします。

4目長期前受金戻入では、過年度の固定資産取得に伴う財源調査が終了したことから、他会計補助金分1,424万7,000円、国庫補助金分774万円、県補助金分9万2,000円、負担金等分として265万9,000円をそれぞれ追加いたします。

次に、収益的支出でございますが、1款1項2目普及指導費に浄化槽廃止補助金と、先ほどの公共

下水道接続促進補助金が、それぞれ20件分の額となるよう967万5,000円を追加いたします。

3目総係費では、職員の通勤手当5万1,000円を追加いたします。

5目減価償却費には、令和5年度の取得しました固定資産の減価償却費として、構築物分185万4,000円と施設利用権分1万6,000円を追加いたします。

3項1目過年度損益修正損には、下水道使用料の過誤納付金等還付額として、漏水処理に伴う還付金分として5万円を追加するものです。

すみません、1ページに戻っていただきまして、3条では、資本的収支の補填財源についての記載を改めるもので、当初予算の第4条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,535万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額461万円、引継金2,826万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,247万8,000円で補てんするものとする)」に改めるものでございます。

これにつきましては、令和5年度の下水道事業会計の処理が終了したことによりまして、それぞれの額が確定したことに伴う補正で、引継金について729万1,000円を2,826万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金について、7,345万3,000円を5,247万8,000円に改めるものでございます。

次に、第4条は、特例的収入と特例的支出の額を補正するもので、特例的収入の未収金の額860万円を716万7,000円に、特例的支出の未払金の額2,000万円を1,334万5,000円に改めるものでございます。

最後に、第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として定められております職員給与費の既決予定額2,351万2,000円に、通勤手当分として5万1,000円を追加いたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(森 雅哉君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(森 雅哉君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第11、同意第5号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第5号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員である大野伸二氏の任期満了に伴い、引き続き教育委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

大野氏は、長い教員生活の中で本町での勤務が19年に及び、町教育委員会での行政職も経験されており、本町のことはもちろん、本町の学校についても深くご理解されている方であります。

教育委員としては、令和2年度よりご活躍いただいております、元教員としての観点からの確なご意見をいただいております。

大野氏は、豊富な識見を持つとともに、人柄も温厚で信頼も厚く、今後においても本町の教育行政の発展にご尽力いただけるものと考え、ご提案するものであります。

なお、任期は4年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第5号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（森 雅哉君） お諮りいたします。

日程第12、認定第1号から日程第16、認定第5号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、認定第1号 令和5年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第13、認定第2号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第14、認定第3号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第15、認定第4号 令和5年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第16、認定第5号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、以上5件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 認定第1号 令和5年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和5年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは、令和5年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日から5類感染症へ移行となりました。法律に基づき、行政が様々な要請、関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組みをベースとした対応に変わりました。しかし、依然として感染症の影響は残るため、本町では支援策について引き続き実施いたしました。

これらの新型コロナウイルス感染症対策予算のほか、ふるさと応援寄附金関連予算が増加したことにより、一般会計の最終予算総額は88億5,056万4,000円となりました。現在は、感染拡大前の社会経済活動を取戻しつつある一方、長引くウクライナ情勢、円安に伴う物価高騰が町民生活を脅かしております。

このような状況の中、本町においては、町民皆様の安全安心な生活と福祉及び教育環境の向上を図るべく、予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、令和5年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入総額81億7,021万8,777円、歳出総額84億363万8,960円となり、差引額は5億6,657万9,817円となりました。それから翌年度への繰越額6,653万4,000円を差し引いた実質収支額は5億4万5,817円となりました。厳しい社会経済情勢下において、令和5年度について一応の成果と結果をご報告できますことは、議会をはじめとする関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず、歳入であります。自主財源の根幹をなす町税において、個人町民税は、賃金が上昇傾向にあったものの、世界市場の低迷により、微減したと思われませんが、法人町民税では、大手企業が償却資産を処分したことやコロナウイルスの収束により、景気の上向きが影響し、増加したのではないかと考えられます。

また、固定資産税では、工業団地の売却や新築家屋に伴う影響で増額となりました。これらの要因により、町税全体については、前年度と比較いたしますと6,325万7,000円の増額となっております。

依存財源の中心となる地方交付税については、基準財政需要額が増えたことにより増額となり、前年度比1億2,327万円の増となりました。

また、ふるさと応援寄附金では、29億9,789万700円の収入となり、前年度と比較いたしますと2.9%、8,877万4,000円の減となりました。

財源の内訳では、自主財源比率が74%で、残りは地方交付税や国・県支出などの依存財源で26%となり、自主財源比率が前年度比で減少いたしました。これは、前年度繰越金の減少によるものであります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対する執行率は95%でありました。令和5年度では、継続事業である地方創生関連事業や前年度からの繰越し事業にも積極的に取り組んでまいりました。

主な事業といたしましては、ふるさと納税を原資とした新たな施策として、給食費半額補助事業、入学祝金事業、福祉タクシー等生活支援事業、地域活性化キャッシュレス決済事業など、各種事業に取り組みました。

都市基盤の整備では、都市計画道路については、繰越し事業とした用地取得や物件補償費を進めたほか、延伸部分の本体工事を引き続き進めました。

また、令和6年1月に発生いたしました能登半島地震を受け、石川県の皆様から本町にいただいたふるさと納税のうち返礼品等の経費を除いた金額である1,000万円を寄附し、併せて職員を派遣することで被災された石川県の皆様の支援を行いました。

そのほか、高齢社会対策や健康づくりの推進、農業振興対策、教育、保育環境の充実、公共施設の老朽化対策など、行政全般にわたり事業に取り組みました。

主な財政支出である財政力指数については0.703であり、群馬県内でも上位に位置しております。

また、経常収支比率については93.6%と、前年度より1.3ポイント減少しております。財政健全化判断比率では、実質公債比率が5.9%となり、0.5ポイント上昇いたしましたが、全て早期健全化基準を下回っております。

今後も第6次総合計画に定める町の将来像に向けたまちづくりを実現するため、行財政改革を着実に推進し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、令和5年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など、被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べると、平均年齢が高いため、医療費負担が大きく、また平均所得が低いといった特徴があります。

令和5年度は、特定健診をはじめとした保健事業や医療費適正化事業に1人当たりの医療費は減少いたしました。

このような状況の中、決算額は、歳入総額11億4,751万8,753円、歳出総額は11億1,718万6,192円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の3,033万2,561円となりました。歳出は、予算現額に対して91.5%の執行率でありました。

保険制度改革により、平成30年度から国民健康保険は県と町の共同運営になりましたが、今後とも国民健康保険における相互扶助の趣旨や公平な保険税負担の啓発を進めるとともに、町が担っていく保健事業や医療費適正化事業について、更に積極的に取り組んでまいります。

次に、令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より開始され、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引渡しなど、被保険者と広域連合との橋渡しの役割を担っております。

このような状況の中、決算額は、歳入総額1億6,672万1,125円、歳出総額1億6,402万3,447円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の269万7,678円となりました。歳出では、予算現額に対して96.7%の執行率でありました。

今後とも更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、関係機関と協力しながら、保険事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康増進や医療費適正化に努めてまいります。

次に、令和5年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての人が被保険者となり運営しております。介護保険制度が社会保障制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、更なる高齢者の進行が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的に事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は、歳入総額10億2,949万22円、歳出総額は10億916万6,735円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の2,032万3,287円となっております。歳出は、予算現額に対して95.7%の執行率でありました。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の3年目に当たりますが、保険料収入や保険給付費などの収支のバランスは適正範囲にあります。今後も介護給付適正化事業や介護予防事業などの取組みにより、事業費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、令和5年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年4月に供用を開始し、順次地域を拡大しながら管網整備を進めているところであります。

このような状況の中、決算額は、歳入総額3億309万727円、歳出総額2億6,864万6,923円となり、差引額及び実質収支額とも同額の3,444万3,804円となりました。歳出では、予算現額に対して85%の執行率でありました。

令和5年度の事業では、管渠築造工事を推進開削工法で368.5メートルを実施いたしました。

今後も快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計の決算内容について総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 続いて、森田監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

森田監査委員。

[監査委員（森田和信君）登壇]

○監査委員（森田和信君） それでは、令和5年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和5年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況につきまして、去る8月5日、6日及び7日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してございます決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしまして、一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用も含め、総体的にはほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標につきましては、町の財政力指数が0.703で若干数値が下がりましたが、地方交付税の再算定により、基準財政需要額が積み増しされたことが要因にあります。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.6%で、前年度より1.3ポイント改善しておりますが、物価高騰による経常経費の膨張が懸念されますので、引き続き比率改善の取組みに期待します。

歳入につきましては、ふるさと納税寄附金が約29億円の決算額となっており、町の財政に多大な貢献をしておりますが、町税をはじめとした収入未済額は、依然として多額であるため、収入未済額の圧縮に向けた取組みを望みます。なお、私債権における収入未済額につきましては、債権管理条例に基づき、適切な不納欠損処理が行われ、圧縮が図られました。引き続き適切な処理を実施されますよう望みます。

歳出につきましては、総合計画及び総合戦略を柱とした計画的な実施に努めつつ、ふるさと納税を原資とした新たな施策として各種事業を行うなど、住民福祉向上にも重点的な対応がなされておりました。しかしながら、一部の補助金については、実績報告に疑問符が残る部分も見受けられたため、補助金が趣旨に沿った活用をされているか用途を確認するとともに、住民から理解が得られる補助金なのか否かなどもよくご検討いただき、適切な対応を望みます。

令和5年度一般会計決算では、財政調整基金を加味した実質単年度収支は赤字であったものの、基金残高は約14億円の増加、公債残高は3億円の減少となっております。町の財政運営状況は評価するところでございます。これからも財源を確保しつつ、増収となる部分については、積極的に住民に還元されるよう望みます。

結びに、行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されますことを期待して、審査意見といたします。

決算審査結果の報告は以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 次に、上程されております決算認定5件につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、11名全員による特別委員会を設置しまして審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和5年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は令和5年度決算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議がないようですので、議長から指名をいたします。

委員長には6番、大澤議員、副委員長には8番、橋本和之議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定5件は、一括して特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから12日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、12日まで休会といたします。

なお、6日金曜日は午前9時より総務産業常任委員会、午後1時30分より文教民生常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時39分）

令和6年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年9月13日（金）午前9時開議

（その1）

- 日程第 1 認定第 1号 令和5年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4号 令和5年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 議員派遣の件
- 日程第 3 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

- 日程第 4 議案第35号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	卷	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君	
副	町	長	宗	川	正	樹	君

教 育 長	田 島 育 子 君
総 務 課 長	荻 野 俊 行 君
総 合 政 策 課 長	須 永 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	茂 木 久 史 君
住 民 生 活 課 長	高 田 充 之 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	大 谷 英 希 君
建 設 下 水 道 課 長	坂 部 三 男 君
都 市 整 備 課 長	大 川 智 之 君
教 育 委 員 会 長 教 事 務 局 長	森 田 晃 央 君
監 査 委 員	森 田 和 信 君
農 業 委 員 会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	下 山 智 徳
書 記	池 上 大 貴
書 記	板 橋 一 生

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(森 雅哉君) おはようございます。

本日の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決

○議長(森 雅哉君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第5号までの案件については、本定例会2日目の9月5日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、大澤議員。

[決算審査特別委員長(大澤成樹君)登壇]

○決算審査特別委員長(大澤成樹君) 改めまして、おはようございます。委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。令和6年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名。認定第1号 令和5年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和5年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定。

2、審査経過。付託年月日、令和6年9月5日。審査年月日、令和6年9月9日、10日。

3、審査結果。認定第1号から認定第5号について、全員賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長(森 雅哉君) ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、11名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(森 雅哉君) ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 令和5年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 令和5年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和5年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 令和5年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

○議員派遣の件

○議長（森 雅哉君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、3件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、3件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（森 雅哉君） 日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（森 雅哉君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付しました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第4、議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（森 雅哉君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第35号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町非常用発電装置更新移設工事の工事請負契約の締結に関して、予定金額が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） それでは、議案第35号につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、浸水想定区域内にある役場庁舎の非常用発電装置及び高圧受電施設キュービクルについて更新を行うとともに、最大浸水深より高い位置へ設置を行うもので、緊急防災・減災事業債を活用し、工事を行うものです。これについては、交付税措置で約7割が歳入で入ってくる予定です。

この工事につきましては、当初予算1億5,458万円にて進めておりましたが、入札の実施の前段階において、消防庁の通知、消防署の協議などにより、備蓄燃料を増加するためのタンクの追加や非常

灯の改修工事が必要となったことから、去る8月1日付にて補正（第3号）として4,750万円を専決処分し、予算総額2億208万円としました。その後、同日開催の入札審査会において、業者の選定を行い、8月27日に12社の指名競争入札を実施いたしました。

参考までに、指名業者を申し上げます。石川建設株式会社、関東建設興業株式会社、株式会社グンエイ、河本工業株式会社、新和建设株式会社、株式会社関口建設、高木電設有限会社、大光電設株式会社、株式会社徳川組、株式会社中道組、原工業株式会社、本田建設株式会社、以上12社でございます。

入札の結果、落札額1億7,950万円に消費税を加えた契約の金額は1億9,745万円でございます。

先ほど述べたとおり、交付税として7割近くが後に算入されますので、約2億円の工事になりますけれども、1億4,000万程度が後々歳入で入ります。実質6,000万円程度で工事が完了する予定でございます。

契約の相手方は、株式会社関口建設となり、千代田町財務規則第143条第3項の規定に基づき、仮契約を8月28日付にて締結しております。

工事の概要につきましては、災害時における業務継続に必要な電力を賄える非常用発電装置更及び高圧受電施設への更新及び72時間、3日間の可動可能な燃料タンクの設置を行います。

設置場所につきましては、役場職員駐車場の一部に架台を設置し、最大浸水深より高い位置へ施工を行います。また、役場庁舎非常灯について、蓄電池内蔵のLED非常灯へ改修を行うものでございます。

参考資料といたしまして、仮契約書の写し、工事の全体図、機器の配置図を配付しておりますので、ご確認いただければと思います。

本契約の成立につきましては、議会の議決の日とし、工期につきましては、議決の日から令和7年3月17日までを予定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 確認のためにもう少々詳細説明をいただきたいと思うのですが、今回の工事というのは、水が来てしまうということで、土台を造って、その上に72時間稼働できるための燃料を入れる新しいタンクを設置するということなのですかけれども、この発電機というのは、今あるものを移設するのでしょうか、それとも新しいものを新設ということで考えているのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

今回設置するものは、新規に、新しく燃料タンクと発電機、キュービクルを設置するものです。今参考に、役場の北の西側にちょうど非常用の発電機等、キュービクル等々がございます。それを廃止して新たに、新しく新設して、既存のものは撤去する工事となります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） 承知しました。それで、例えば私の雑駁な考えなのですが、72時間ずっと使い続けなくてはならないということは、常に燃料を満タンにしてストックしておくということになるかと思うのです。例えば震災なり地震が起きてから燃料を入れてくれるのではなくて、不測の事態に備えられるように、多分燃料を入れ切りにしていると思うのです。そういうこともありますと、私は大きい発電機のことというのは存じないのですが、例えば消防団員のときに、発電機というのは消防車に載っかっているのですが、それを使わないでいると、いざというときに動かないのです。そういうこともあって、例えば新しく更新したときに、常日頃というか、多分使ってみて動きを確認するであるとか、あるいは燃料の中というのは、ずっと入れておくと、多分ごみというか、沈殿するかと思うのですけれども、その辺の運用ですか。運用と、あと例えば年間の維持費というか管理費はどのくらい見ているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） まず、燃料、軽油の関係なのですが、常に72時間の、トータルで4,600リッターぐらいになるのですが、その辺、常に満タンではなくても、例えば台風とかが近づいてきたときに継ぎ足すとか、そういったケースもございますので、その辺の運用は今後ちょっと検討していきたいなというふうに考えております。

一時入っている燃料については、試運転をしたりとか、例えば軽油を使う役場のダンプですとか、軽油を必要とする乗り物ですとか、そういった部分にも分配したりということで、軽油が悪くならないような形では考えてまいりたいと思います。

その経費なのですが、今現在で幾らというふうには言えないのですが、やっていく中で、どの程度必要かという中で試算をした中で、またちょっとその辺の経費は考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（森 雅哉君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、皆さんおはようございます。令和6年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月4日から本日までの10日間にわたり、令和5年度の決算認定をはじめ補正予算や条例制定、委員の任命に関する同意、そして先ほどの追加議案など、全ての案件につきまして原案どおり決定いただき、ありがとうございました。会期中、ご意見、ご提言のありました点など、今後の行政運営に心して努めてまいりたいと存じます。

さて、今定例会より、タブレットを導入して議会が行われたわけではありますが、ふだんからタブレットを利用するなどして操作に慣れておくことが重要であるとともに、ペーパーレスに向けて大きな一歩が踏み出せたものと思っております。タブレットの利用に関しては、今後試行錯誤を重ねながら、よりよい議会運営を期待するものであります。

ご承知のとおり、強い勢力を保ちながら低速で低迷した台風10号でありましたが、特に静岡県や鹿児島など7県34市町に甚大な被害がありました。本町においては、台風10号による被害報告はありませんでしたが、10月までは台風やゲリラ豪雨などが発生しやすい時期ですので、引き続き気象情報の収集に努めてほしいと思います。被災された地域の皆様には、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、8月8日に発生した、宮崎県で最大震度6弱を観測した日向灘の地震から1か月が過ぎました。依然として南海トラフ地震や関東大震災などの大地震が、いつ発生してもおかしくない状況にあります。日頃から、自助である自分の命は自分で守るを念頭に置きながら、日々の生活を過ごしてください。

先日消防の視察で、13年ぶりに仙台、松島方面へ行ってきました。町並みもすっかり変わり、日本の国力のすごさに感銘を感じてきた次第であります。我々の使命であります、町民の生命、財産を守る立場であることを改めて胸に刻み、危機管理室を中心に全庁が一丸となって有事に備えてまいりま

す。

先月8月18日に開催された「千代田の祭り・川せがき」におきまして、特別協賛を賜り、フィナーレ花火を盛大に打ち上げることができました。来場者からの反響もよく、例年と一味違った打ち上げ花火をお届けすることができ、皆様に楽しんでいただけたものと思っております。

間もなく150年を迎える川せがきであります。引き続き伝統ある読経と灯籠流しを継承してまいります。祭りを開催するにあたり、お力添えを賜りました企業や個人の皆様、職員や議員各位をはじめ多くの関係者の皆様に、この場をお借りいたしまして感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

そして、9月2日におきまして、関係者で米寿を迎えられた皆様のところへ伺い、慶祝を行ってまいりました。今年は、米寿を迎えた方が52名、喜寿を迎えた方が181名いらっしゃいました。米寿を迎えた方々は、私の親世代と同じくらいの年代であり、幼年期に戦争も経験しております。お会いしまして、昔話をしたり、100歳を目指していつまでもお元気でいてくださいと声をかけさせていただきました。節目を迎えられた皆様、健康には十分留意いただき、末永く家族とともに元気に過ごしてください。

また、明日9月14日は、光恩寺にある貴重な寺宝を一般公開する特別参観デーを実施いたします。ふだんはなかなか見ることのできない寺宝をご覧いただけるよい機会となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、9月23日において、第3回目となる「まちコンⅢ」をヴィラ・デ・マリアージュ太田において開催いたします。今回参加者の皆様には、「スキルアップセミナー」と題しまして、自分に合う色探しや身だしなみに関することを受講いただくことで、新たな自分の発見と異性との出会いを提供する企画となっております。当日ご参加いただく皆様に、すてきなご縁がありますようにとお祈りしつつ、よいご縁があった際には、本町に移住定住も視野に働きかけてまいりたいと思います。

そして、9月29日には、東京大学大学院の片田教授をお迎えしまして、防災講演会をコスメ・ニスト千代田プラザにて開催いたします。先ほどもお話しさせていただきましたが、自分の命は自分で守るための行動や今後の避難に関する事など、防災知識を高めていただくためにも、ぜひご参加ください。

特別委員会でもお話ししましたが、企業でも行政においても、守りに入ってはいけないと。いつでも攻めの考えでないと先へは進まないと、私は若い頃より考えてきました。守りに入っては進展はありません。本町の運営においても、何もやらなければ批判ありません。前へ進める施策を行っていると、批判があって当然だと思っております。批判を聞いたときには、議員の皆様も、町は何か大小を含めて動いているなど捉えていただければ幸いに思います。

いよいよ米の収穫が本町においても本格的に始まります。この時期になりますと、「実れば実るほどこうべを垂れる稲穂かな」という言葉を身に染みて思い出します。謙虚さを忘れず、前へ、前へ前

進していこうではありませんか。

結びになります。議員各位におかれましては、引き続き健康管理にご留意いただきながら、町勢発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（森 雅哉君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日から本日まで10日間にわたり、令和6年第3回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始ご熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

本会議では、5名の議員より一般質問が行われました。また、決算審査特別委員会では、2日間にわたり各会計について審議されたわけですが、町長をはじめとする町当局の皆様には懇切丁寧にご回答いただき、前向きな議論ができたと考えております。会期中、議員各位から寄せられたよき提案や指摘、意見を行政運営に反映していただくようお願い申し上げます。今後とも有効な予算執行に努めていただき、行政サービスの更なる向上にご尽力いただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました森田代表監査委員におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。

さて、8月18日に実施されました「千代田の祭り・川せがき」では、町内企業の特別協賛もあり、花火が豪華なものとなり、来場者の方々に大変好評でありました。これからも町の魅力発信と更なる活性化につながるよう、議会としても、おもてなしの心を持って各種イベントに協力してまいりたいと思います。

一方で、8月8日には、宮崎県を中心に震度6弱の地震が発生し、これに伴い、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されたことで、一時は大規模地震の発生が心配されました。また、8月27日には台風10号が鹿児島県に上陸し、西日本から東日本の太平洋側の広範囲で記録的な大雨となりました。被害に遭われた方々には、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

9月は防災月間ですが、災害はいつ発生するか分かりません。万一のときに備え、行政、住民、我々議会も含めまして、それぞれの立場において、自助、共助、公助の役割と重要性を理解し、有事の際に行動できるよう防災意識を共有できればと思います。

結びに、例年になく暑さの厳しい日が続いておりますが、皆様には健康に十分に留意されますとともに、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げます。令和6年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦労さまでした。お礼を申し上げ、終了といたします。

閉 会 （午前 9時31分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和6年 月 日

千代田町議会議長 森 雅 哉

①署名議員 酒 卷 広 明

②署名議員 橋 本 和 之